大学生协的互助保障是学生之间相互帮助、专门为学生建立的保障制度。

大学生協の共済は、学生どうしがたすけあう、学生のための保障制度です。

您是否已经加入了学生综合 互助保障?

すでに学生総合共済にご加入済みではありませんか?

如果您以前加入了学生综合互助保障 ・保险,申请书格式可能有所不同。在办理申请手续之前, 请拨打电话 0120-335-770, 与大学生协互助保障 ・ 保险支援服务中心洽询。

以前、学生総合共済・保険に加入されていた方は、申込書の様式が異なる場合がございます。お申し 込み手続きの前に大学生協共済・保険サポートダイヤル 0120-335-770までお問い合わせください。

学习援助制度

※不是互助保障制度提供的保障。

对于因抚养人死亡的经济上的理由难以继续完成学业的学生,对 1 人提供 10 万 日元 (无需退还) 的紧急奖学金, 设有这种学习援助制度。这是全国大学生协联合 会的支援制度, 在从 1992 年设立以来的 24 年期间, 共有 3,403 名成员获得了 给付(截至2016年3月)。关于应募资格等详细内容,请与生协服务中心洽询。 本制度也是学生之间开展相互帮助活动的一个部分。

勉学援助制度

※共済の保障ではありません。

扶養者が亡くなられ経済的な理由で学業を継続することが困難な学生のために緊急奨 学金として、一人10万円(返済不要)を支援する制度として勉学援助制度があります。こ れは全国大学生協連合会の支援制度で、1992年の開始以来 24年間で 3,403名の方が 給付を受けています(2016年3月現在)。応募資格など詳しくは生協窓口までお問い合わ せください。この制度も学生どうしのたすけあいの一環です。

洽询方法一览表 お問い合わせ先一覧

加入手续的 办理方法

请与各大学生协的服务中心洽询。各大学生協の窓口までお問い合わせください。

办理学生综合互助保障手续的生协一览表 学生総合共済 取り扱い生協一覧



大学生协互助保障・保险支援服务中心电话 大学生協共済・保険サポートダイヤル 📞 0120-335-770

内容

保障内容・契約手続に関するお問い合わせ

有关人寿互助保障、火灾互助保障的患病及事故、受伤等的联系以及互助保 牛命共済・火災共済の病気や事故・ケガ等の 連絡 • 共済金請求

服务时间

【平日】9:40~17:30 【星期六】9:40~13:00 「平日】9:40~17:30【土曜】9:40~13:00 市假日】休息・12月28日(星期三)~1月4日(星期四)休息

【平日】9:40~17:30 【星期六】9:40~13:00

【平日】9:40~17:30【土曜】9:40~13:00 【节假日】休息・12月28日(星期三)~1月4日(星期四)休息

【日祝】休業・12/28(水)~1/4(水)休業

【日祝】休業・12/28(水)~1/4(水)休業



[新学期]2月11日(星期六)~4月17日(星期一)、平日9:00~19:00 周末及节假日9:00~17:00 [新学期] 2/11(土)~4/17(月)は、平日9:00~19:00 土日祝9:00~17:00

学生赔偿责任保险、抚养人死亡保障保险的事故联系、保险金的索赔

学生賠償責任保険・扶養者死亡保障保険の 事故連絡 · 保険金請求

受付時間【24時間365日対応】

避難所ガイド機能

在地图上显示目前位置周边

的避难所。并且通过指南针

現在地周辺の避難所

を地図上に表示しま

す。またコンパスでき

向を表示します。

发生灾害时的指南

災害時ナビ



災害時ノウハウ集

日本是经常发生地震及台风

等灾害的国家。了解防灾知

识,在遇到灾害时发挥作用。

日本は、地震や台風な

どの災害がたくさんあ

る国です。防災につい

て知って、災害の時に

役立ててください。





全国大学生协互助生活协同组合联合会 全国大学生協共済生活協同組合連合会

邮政编码 166-0003 东京都杉并区高圆寺南 1-12-4 大学生协高圆寺会馆 〒166-0003 東京都杉並区高円寺南1-12-4 大学生協高円寺会館 http://kyosai.univcoop.or.jp/

【经办代理店】

株式会社大学生协保险服务

【取扱代理店】 株式会社 大学生協保険サービス

邮政编码 166-0003 东京都杉并区高圆寺南 1-12-4 大学生协高圆寺会馆 〒166-0003 東京都杉並区高円寺南1-12-4 大学生協高円寺会館 http://hoken.univcoop.or.jp/

发生灾害时的指南

发生灾害时引导放心、安全行动的智能手机免费 APP。 災害時の安心・安全な行動をサポートするスマートフォンの無料アプリ。

> 可显示日文、英文、中文 (简体字、繁体字)、韩文

日本語·英語·中国語(簡体

字・繁体字)・韓国語に対応

災害時ナビ

transition attention plan
AR

ton to pate (

対象OS: Android 4.0.3以上

学生综合互助保障 的吉祥物 Tanuro 学生総合共済の マスコットタヌロー



在大学生活中遇到这种情况时方便的 APP。

学生综合互助保障的智能手机 APP! 学生総合共済のスマートフォン向けアプリ!

大学生活のこんな時に便利なアプリです

希望了解学生综合互助保障 + 保险的保障内容 学生総合共済+保険の保障内容を知りたい

希望了解发生万一时办理手续的方法

▲ • もしもの時の手続方法を知りたい

通过游戏模拟大学生活以及发生万一时的情况 **3** ゲームで大学生活やもしもの時をシミュレーションできる

通过卡通了解大学生协及互助保障的利用方法 マンガで大学生協と共済の活用方法がわかる

@kyosai_tanuro













ucm170304 (2017.3)

してください。URL:http://www.ms-ins.com/sumaho/saigai.html _{认可编号} 承認番号 A16-104345 使用期限:2023年4月1日 2017年度版 2017年度版

关于本小册子中记载的内容、中文仅为参考、以日文优先。

このパンフレットに記載する内容につきましては、中国語は参考表示であり、日本語が優先となります。

全国大学生活 UNIV. CO-OP'S KYOSAI 大学生協の学生総合共済 厚生労働大臣認可 协同组合联合会(简称大学生协) 的学生综合互助保障

日本全国209所大学生协、68.3万人以上的学生会员相互帮助、放心的保障制度。

全国209大学生協・68.3万人以上の学生組合員がたすけあう、安心の保障制度です。

人寿互助保障 生命共済

火灾互助保险

火災共済

学生赔偿责任保险

-同推荐的保险

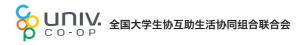
あわせておすすめする保険 学生賠償責任保険



学生赔偿责任保险 学生賠償責任保険

学生赔偿责任保险不是互助保障,是全国大学生协互助生活协同组合联合会作为投保人,与三井住友海上火灾保险株式会社(干事) 签订的团体合约保险。成为被保险人(保障的对象)的范围仅限属于全国大学生协互助生活协同组合联合会组织的会员,并且在保险 期的期满之日年龄未满23岁、或者属于学校教育法规定的学校(大学、专门学校等)的学生。(包括在完成入学手续后成为会员者。)

学生賠償責任保険は、共済ではなく全国大学生協共済生活協同組合連合会が保険契約者となり、三井住友海上火災保険株式会社(幹事)と締結する団体 契約の保険です。被保険者(保障の対象者)となれる方の範囲は、全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員の組合員であり、保険期間の末日において 満23歳未満の方または学校教育法に定める学校(大学・専門学校等)の学生・生徒の方(入学手続きを終え、組合員となられた方を含みます。)に限ります。



Tanuro是学生综合互助保

タヌローは学生総合共済の

障的吉祥物。

マスコットです。

全国大学生協共済生活協同組合連合会

为了在日本的健康、安全的留学生活。通过相互帮助为留学生提供保障。

健康で、安全に留学生活を過ごすために。たすけあいから生まれた留学生のための保障。

学生综合互助保障的7个推荐要点

学生総合共済 7つのおすすめポイント



对国民健康保险不承担的部分也由 互助保障制度提供保障, 因此放心。

国民健康保険では支払われない部分も共済で安心

问: 是否需要加入国民健康保险以外的互助保障、保险? 答: 在留学生活中, 万一患病或发生事故时, 有时必须支 付高额的治疗费用。在日本、停留3个月以上的外国留 学生与日本人同样承担加入"国民健康保险"的义务。 如果治疗属于国民健康保险的对象,则医疗费的70% 由保险支付, 其余的 30% 由自己负担。

活提供可靠的支援。 学生総合共済は学生どうしのたすけあいを制度化したものです。学生生活に必

要な保障を、少ない掛金で実現しています。安心して過ごせるように学生生活を

学生综合互助保障是针对学生之间开展相互帮助制定的制度。能够以较

少的会费获得学生生活所必要的保障。为了使大家放心和安心,对学生生

24 hour

24 小时提供对留学生活的支援 留学生活を24時間サポート

Q 国民健康保険以外に共済・保険に加入が必要なの?

A 留学生活で、病気になったり事故にあった時、場合によっては高額 な治療費を支払わなければならないこともあります。日本では3か月を超 えて滞在する外国人留学生に日本人と同じ『国民健康保険』への加入 を義務付けています。国民健康保険の対象となる治療の場合、医療費 の70%が保険で支払われ、残りの30%が自己負担となります。



以较少的会费,对放心的留学生活 提供保障

少ない掛金で安心できる留学生活の保障

互助保障事业是非营利目的"学生之间的相互帮助" 因此以较低的会费可获得充实的保障。

営利を目的としない " 学生どうしのたすけあい " の共済事業なので、少な い掛金で充実した保障を実現しています。



一个人在日本生活的必要保障

日本での一人暮らしに必要な保障

对因火灾、浸水等遭受损害的家庭财产提供保障 家庭财产被盗、被损坏时也提供保障 对因过失造成火灾及漏水事故、房主依法要求赔偿损失 的情况提供保障

火災・水ぬれなどで損害を受けた家財を保障 家財が盗難により盗まれたり、壊されたときも保障 過失による火災や水もれ事故で大家さんから法律上の損害賠償を請求 された場合に保障



可在校内的生协服务中心办理手续

学内の生協窓口で手続きが可能

加入互助保障的申请、洽询 互助保障的给付申请手续 防止忘记互助保障给付申请的提醒

上下学途中、上课时

参加俱乐部, 课外活动时

打工时

交通事故

学校的大学生协。

※已加入大学内生协者请打电话办理手续。

实习时

在日本、海外旅行时

在学生宿舍、出租屋

开展体育活动时

共済加入の申込み・相談 共済金の給付由請手続き

通学中・授業中

クラブ・サークル

アルバイト中

交通事故

帰国中

共済金の給付申請忘れがないように呼びかけ

※インターカレッジコープでご加入された方はお電話で手続きをお願いし ます。

インターンシップ中

日本・海外旅行中

スポーツ中

寮・借家



24 小时服务, 无论在日本国内还是 回国、或是在海外旅行

24時間、日本国内、帰国中でも、海外旅行中でも ※火灾互助保障是仅限日本国内的保障。 ※火災共済は国内のみの保障です。

回国时

这些活动以各大学生协为 饮食生活咨询会

单位进行。详情请洽所在 健康检查企划 防止狂饮活动 自行车、摩托车的检查 これらの企画は各大学生協単位で 行われております。詳しくはご自身の 在学中の大学生協までお問い合わ せください。

留学生委員長からのおすすめ

ことができる、共済への加入をおすすめします。

食牛活相談会 健康チェック企画 イッキ飲み防止キャンペーン 自転車・バイク点検



全国留学生委员长 董慧超

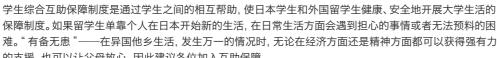
全国留学生委員長 董 慧超

京都大学/来自中国 京都大学/中国出身

避免患病及发生事故的建议

病気や事故にあわないための予防提案

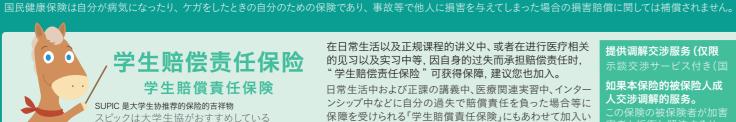
作为留学生委员长向大家的建议



的支援, 也可以让父母放心, 因此建议各位加入互助保障。

国民健康保险是在自己患病或受伤时为了获得自身的医疗而加入的保险,如果因事故等对他人造成损害,不能对损害赔偿进行补偿。(根据厚生劳动省资料)

(厚生労働省資料より)



学生賠償責任保険

SUPIC 是大学生协推荐的保险的吉祥物 スピックは大学生協がおすすめしている 保険のマスコットキャラクターです。

在日常生活以及正规课程的讲义中、或者在进行医疗相关 的见习以及实习中等, 因自身的过失而承担赔偿责任时, 学生赔偿责任保险"可获得保障,建议您也加入。

日常生活中および正課の講義中、医療関連実習中、インター ンシップ中などに自分の過失で賠償責任を負った場合等に 保障を受けられる「学生賠償責任保険」にもあわせて加入い ただくことをおすすめします。

提供调解交涉服务(仅限

如果本保险的被保险人成 人交涉调解的服务。 Lの保険の被保険者が加害 害者と折衝し解決するサー

日本国内的赔偿事故。损害名誉、侵害个人隐私的事故除外。)

为加害人,在被害人同意的前提下,由保险公司代替被保险人与被害

学生総合共済制度は、学生どうしのたすけあいによる、日本人学生と留

学生の健康で安全な大学生活のための保障制度です。留学生一人で日

本での新生活を始めると、日常生活では心配事や予測できない困難が

たくさんあると思います。「備えあれば憂いなし」。異国での生活において、

万が一の時、経済的にも精神的にも大きな支援となり、親も安心させる

关于生协的加入

生協加入について

请在办理入学手续时一同办理生协的加入手续。 入学手続きとあわせて生協加入の手続きをお願いします。

生协是由各大学的学生及教职员共同出资经营、在大学中负责提供厚生福利的 团体。大学内的大多数学生、教职员加入了生协,可利用商店、食堂以及购买书 籍的优惠折扣服务等。生协由每一位成员出资参加才能运营。关于出资金,请与 各大学生协洽询。

生協は各大学の学生・教職員が出資金を出し合って運営し、大学の中で福利厚生 を担っている団体です。大学内の多数の学生・教職員が加入しており、店舗・食堂の 利用や書籍の割引サービスなどを利用できます。生協は一人ひとりの出資と参加で 成り立っています。出資金については各大学生協にお問い合わせください。

在学生毕业时将全额退还出资金。互助保障会费、学生赔偿责任保险的保险费 不退还。(如果在秋季毕业或中途退学等,可能有未经过部分的解约退款。)

出資金は卒業時に全額返還されます。共済掛金、学生賠償責任保険の保険料返 金はありません。(秋卒業や途中退学などの場合は、未経過分の解約返戻金がある ことがあります。)

会员 (出资人)

組合員(出資者)

学习 ジジ学

学习和研究是大学生的首要任务!」

也能够以优惠折扣购买学习和研究所需要的文具及书籍、电脑及电子辞典等。另 外,还可以申请报名 TOEIC 及资格考试以及受理在汽车驾校学习驾照的报名。

大学生は勉学・研究がイチバン!!

勉学研究に必要な文具や書籍、パソコンや電子辞書なども割引 で購入できます。また、TOEICや資格試験の申し込み、自動車教習 所の受付も行っています。

饮食 食べる

牛活离不开健康的饮食!!

选用放心安全的食材, 为了摄取均衡的营养而做出营养表示和提供方案。以低价 提供各种餐饮,对饮食生活提供可靠的支援。

安心安全の食材を使用し、バランスよく食べるための栄養表示 と提案を行っています。様々なメニューを低価格で提供しており、 食生活をしっかりとサポートします。

建康

健康与安全的生活!

出于这个愿望开展健康与安全的生活。建议加入发生万一时相互帮助的"学生 综合互助保障"制度。

健康で安全に過ごしてほしい!

そんな願いから健康・安全のとりくみを行っています。もしもの時 のたすけあいの制度「学生総合共済」への加入をおすすめします。

居住 住む

向留学生介绍大学附近的出租公寓。

住まいの紹介

留学生の方へ大学の近くのアパートの紹介を行っています。

旅行 トラベル 提供旅行、集训、高速巴士车票、机票等的预定服务。

旅行・合宿・高速バス・航空券などの切符の手配も受付してい ます。

学生综合互助保障 学生総合共済 人寿互助保障

2011 年发生"东日本大地震"时,向加入了人寿 互助保障的各位受灾者支付了互助保障金。

2011年に発生した「東日本大震災」で被災された生命 共済加入者の方々へ共済金をお支払いすることがで

如果因地震灾害而受伤,支付互助保障金。

地震災害によるケガの場合は、共済金をお支払いいたします。

如果因物体掉落或飞来物体、摔倒等受伤住院、接受门诊治疗

落下物や飛来物、転倒等によるケガで入院・通院をされた場合

- ●如果仅接受门诊治疗或住院与门诊治疗的合计天数为 5 天以上,则从第一天 起成为门诊治疗保障的对象。
- ●关于住院,对于患病也从第一天起成为保障的对象。
- ●通院のみまたは入院と通院の合計日数が5日以上の場合は、I日目から 通院保障の対象になります。
- ●入院は病気の場合も含めて1日目から保障の対象になります。

因为是大学生协, 所以能够以较低的会费、 保险费获得充实的保障!

大学生協だからできる少ない掛金・保険料で充実した保障!

各位留学生在学习期间存在各种风险,为了充分应对这些风险,建议您务必加入人寿互助保障、火灾互助保障、学生赔偿责任保险的3种保障。

留学生のみなさんの在学中のさまざまなリスクに十分に備えるためには、生命共済・火災共済・学生賠償責任保険の3つの保障への加入をぜひおすすめします。

在这里记载的内容以日文优先。ここに記載する内容につきましては、日本語が優先となります。

人寿互助保障

采用银行转帐每年自动延续/按年支付会费

口座振替で毎年自動継続/掛金年払い

可在住院日给付额 2,500 日元等级 (NM 型) 或住院日给付额 10,000 日元等级 (NA 型) 中选择。

入院日額 2,500 円コース (NM 型)、入院日額 I 万円コース (NA 型) からお選びいただけます。

患病、受伤时 病気・ケガをしたとき

5773

留学生发生的下列患病、受伤增加。

留学生のこんな病気・ケガが増えています。

由于不规则的饮食生活导 致体力下降

不規則な食生活による体力低下

自行车事故造成受伤 自転車事故によるケガ 在课外活动等体育运 动中受伤

失盗

サークルなどスポーツ中のケガ

从 1 天至最长 200 天的住院保障。对因事故接受门诊治疗也提供保障。(国内、海外)

| 日目から最高 200 日までの入院を保障。事故による通院も保障します。(国内・海外)



火灾互助保障

火災共流

对于在学生宿舍、出租屋生活的各位 寮・借家暮らしをされる方へ



采用银行转帐每年自动延续/按年支付会费

口座振替で毎年自動継続/掛金年払い

留学生发生的下列事故增加。

留学生のこんな事故が増えています。

对房主的租房人损害

供排水设备的漏水 給排水設備等からの水もれ

赔偿责任 h.

H

大家さんへの借家人損害賠償責任

租房人赔偿责任保障以及对因火灾、浸水、风灾及水灾、失盗造成的家庭财产损失提供保障。(仅限日本国内)

借家人賠償責任保障と火災・水ぬれ・風水害・盗難による家財を保障します。(国内のみ)



一同推荐的保险 あわせておすすめする保険

学生赔偿责任保险

学生賠償責任保険

承担向他人的!! 偿责任时

他人への賠償責任を 負ったとき

本果了定年。 **直到毕业为**

至预定毕业年度的保险费一次性支付

卒業予定年まで保険料一括払い

直到毕业为止对学生生活的各种赔偿事故提供保障的 学生专用保险。

学生生活のさまざまな賠償事故等を保障する学生専用の保険です。

实际的支付结果

支払実績(2015年4月~2016年3月)

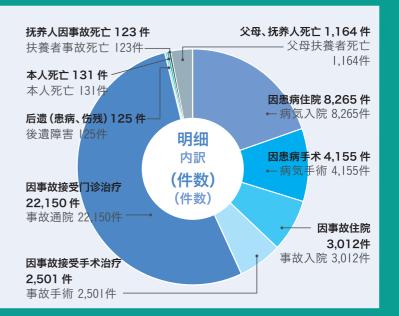
人寿互助保障的支付结果 生命共済支払実績

1 年期间的互助保障金 (人寿) 的支付结果 〈合计件数为 41,626 件/合计支付金额约 为 32 亿 6.000 万日元〉

|年間の共済金(生命)の支払実績 〈合計件数41,626件/合計金額約32億6,000万円〉

22,150 人因事故接受门诊治疗,获得了支付。

22,150人が事故で通院し支払いを受けています。



火灾互助保障的支付结果

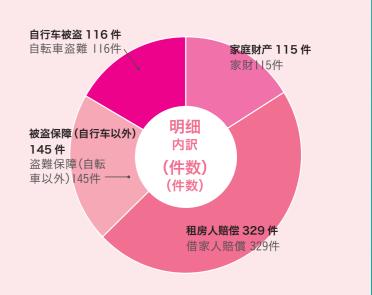
火災共済支払実績

1年期间的互助保障金(火灾)的支付结果 〈合计件数为705件/合计支付金额约为1 亿700万日元〉

|年間の共済金(火災)の支払実績 | | 〈合計件数705件/合計金額約1億700万円〉

329 人获得了租房人赔偿责任保障。

借家人賠償責任保障を329人が受けています。



学生赔偿责任保险支付结果 学生賠償責任保険支払実績

| 学生賠償貢仕保険文払実績

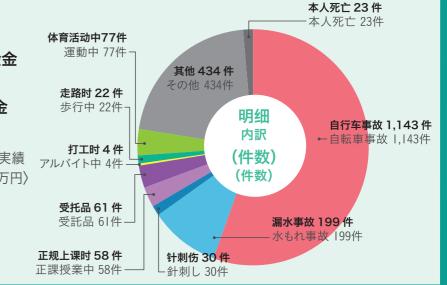
1年期间的学生赔偿责任保险的保险金 支付结果

〈合计件数为2,051件/合计支付金额约为5亿5.998万日元〉

|年間の学生賠償責任保険の保険金の支払実績 | 〈合計件数 2,05|件/合計金額 約5億5,998万円〉

骑自行车的学生请务必加入。

自転車に乗る方はぜひご加入ください。



人寿互助保障性的共產

按年支付会费 掛金年払い 厚生劳动大臣认可事业 厚生労働大臣認可事業

这里的中文翻译为参考内容, 最终以日文为准。

こに記載する内容につきましては、中国語は参考表示であり、日本語が優先となります。

大学生协的学生会员可以加入。

大学生協の学生組合員が加入できます。



无论对于日本国内还是海外 均提供保障。

国内・海外問わず保障します。

NM 型 NM型

年的会费 3,400 日元 1年的会费11,400日元

NA 型 NA型

1天约10日元 |日約10円

等级 (NM 型)

元等级(NA型)

1天约32日元 I日約32円

。					
住院保障 ^{入院保障}	对从住院的第 1 天开始至 200 天为止提供保障。对因患精神疾病 住院以及女性特有的疾病住院也提供保障 入院1日目から200日まで保障。こころの病気入院や女性特有の病気入院も保障	日给付额 2,500 日元 日 額 2,500円	日给付额 10,000 日元 日 額 10,000円		
手术保障 _{手術保障}	也有诸如检查、拔牙、视力矫正术等不属于保障对象的内容 検査・抜歯・視力回復術など対象にならないものもあります	1次10,000日元 I回につき 10,000円	1 次 50,000 日元 I回につき 50,000円		
后遗保障 ^{後遺障害保障}	关于因患病导致的后遗, 对 1 ~ 3 级重度残疾提供保障 病気による後遺障害は1~3級の重度障害について保障	150万日元~ 135万日元 150万円~135万円	600 万日元~ 540 万日元 600万円~540万円		

事故、受伤 事故・ケガ

住院保障	对从住院的第1天开始至200天为止提供保障	日给付额 2,500 日元	日给付额 10,000 日元
入院保障	入院1日目から200日まで保障	日 額 2,500円	日 額 10,000円
门诊治疗保障	如果仅接受门诊治疗或住院与门诊治疗的合计天数为 5 天以上(例如住院2天,门诊治疗3天),则从第一天起至90天为止提供保障通院のみ、または入院・通院あわせて5日以上の場合(例えば、入院2日、通院3日など)1日目から90日まで保障	日给付额 1,000 日元	日给付额 2,000 日元
^{通院保障}		日 額 1,000円	日 額 2,000円
固定器具的使用期间	住院日及门诊治疗日除外,将两天固定日数视为 1 天门诊治疗	两天 1,000 日元	两天 2,000 日元
_{固定具使用期間}	入院日および通院日を除いた固定日数2日を通院1日とみなします	2日で 1,000円	2日で 2,000円
手术保障	也有诸如检查、缝合伤口、拔牙等不属于保障对象的内容	1次10,000日元 回につき 10,000円	1次 50,000 日元
手術保障	検査・傷口の縫合・抜歯など対象にならないものもあります		I回につき 50,000円
后遗伤残保障	对因事故导致的后遗伤残, 对 1 ~ 14 级后遗伤残提供保障	150万日元~6万日元	600万日元~24万日元
後遺障害保障	事故による後遺障害は1~14級について保障	150万円~6万円	600万円~24万円

サイル A A A A A A A A A A A A A A A A A A A				
因患病、事故导致死亡	50万日元	<mark>200 万日元</mark>		
病気・事故による死亡	50万円	200万円		
其他原因的死亡	因患病及意外事故以外的原因导致的死亡	25 万日元	100万日元	
その他の死亡	病気や不慮の事故以外の原因により亡くなられた場合	25万円	100万円	

+选项 オプション

加入 NM 型、NA 型人寿互助保障者可附带的选项。

对于"抚养人因事故死亡特约"的附带选项,需要同时加入"父母抚养人死亡特约"的附带选项。

'扶養石事的	・					
	类型 型		NA 型 + NA 型+	1 年期间的会费	与 NM 型附带时	与 NA 型附带时
+:	选项 1 + オプション	M 型 M 型	A 型 A 型	年間の掛金		NA型に付帯した場合
+ 选项 1+ 选:	项 2 + オプション l + オプション 2	MF 型 MF 型	AF 型 AF 型	1 1 10,00121 32	1400年に日中のた場合	14八里に日市 ひた物日
选项 1		600 日元 600円	10 万日元 10万円	20万日元 20万円		
选项 2			800 日元 800円	一次性或分期支付 100万日元 一括または分割で100万円	一次性或分期支付 500 万日元 一括または分割で500万円	

- ●也请务必阅读保障的概要, 重要事项说明书(第12、14、15页)。此外, 请在通过加入申请书确认了告知事项后办理加入手续。
- ●保障のあらまし、重要事項説明書(12.14.15 ページ)も必ずご一読ください。 また、告知事項を加入申込書でご確認のうえお手続きください。



鲁润九 北海道大学/来自韩国 魯 潤九 北海道大学/韓国出身

建议您加入人寿互助保障

牛命共済のおすすめ

障而需要负担5万日元左右。此外,虽然也需要手术,但 是因为日本的医疗费昂贵, 所以临时回国做了手术。当时 如果加入了互助保障就好了……感到非常后悔。虽然不发 生受伤或患病最好, 然而还是应该做到"有备无患"。

以前因受伤需要住院和手术治疗时,由于没有加入互助保 前にケガをして入院と手術が必要だったときに、共済に加入 していなかったために5万円くらい負担が必要でした。また手 術も必要でしたが、日本は医療費が高いので、一時帰国して 受けました。あのとき共済に入っていたら助かったのに…… と強く感じました。ケガや病気にならないのが一番ですが、備 えあれば憂いなしということわざもあります。

在校内发生的事故

脚踝扭伤 足首の捻挫

下楼梯时脚下踩空跌倒,右脚脚踝扭伤。因为手里拿 了很多书籍,没有看清脚下而未能在楼梯上站稳。由 于加入了互助保障,可以放心地度过留学生活。(大 一 留学生)

階段から降りる際、踏み外してしまって転倒した 際に、右足の足首を捻って捻挫。本を大量に持っ ていたため、前がちゃんと見えなかったので階段 を踏み外したと思います。共済に加入しているから、 安心して留学生活を送られる。(大学 | 年 留学生)

> 互助保障金支付 30,000 日元 共済金の支払い 30,000円

患病/住院

急性胃肠炎 急性胃腸炎

在暑假回家期间,因腹泻去医院就诊。第二天进行输 液, 然后直接住院。(大一 日本学生)

夏休み帰省中、下痢をしてしまい病院へ。2日目 に点滴に行ったところ、そのまま入院した。(大 学 | 年 日本)

> 互助保障金支付 110.000 日元 共済金の支払い 110.000円

骑摩托车时发生事故 バイク運転中の事故

脑挫伤、面部骨折 脳挫傷: 顔面骨折

骑摩托车时在交叉路口右转弯,撞上了对面驶来的直 行车辆, 左侧面部撞在汽车的前挡风玻璃上, 身体在 空中飞出,一时陷入昏迷。(大一 日本学生)

バイク走行中、交差点で右折しようとしたところ、 反対側から直進してきた車と衝突し、車のフロン トガラスに左顔面をぶつけ、空中に飛ばされ一時 意識不明に陥った。(大学 | 年日本)

> 互助保障金支付 1,938,000 日元 共済金の支払い 1,938,000円

来自获得了给付 的学生们的声音

給付を受けた学生の声

在体育活动中发生的事故 スポーツ中の事故

右脚骨折 右足の骨折

在公园玩滑板时摔倒,右脚骨折。(大一 留学生)

公園でスケートボードをしていて転倒、右足を骨 折。(大学 | 年 留学生)

> 互助保障金支付 171,500 日元 共済金の支払い 171,500円



在日常生活中发生的事故

左脚关节外侧韧带损伤 左足関節外側靭帯損傷

傍晚在自己房间的浴室洗澡,脚踩在浴缸上准备打开 窗户时滑落摔倒。(大二 日本学生)

夕方、自宅の浴室にて入浴中、窓を開けようとして、 浴槽に足をかけた時に滑って転倒してしまった。

> 互助保障金支付84,000日元 共済金の支払い 84,000円

骑自行车时发生事故 自転車運転中の事故

面部多处骨折 顔面多発骨折

放学回家后, 去打工的途中在交叉路口与对面驶来的 自行车相撞,头部受到撞击摔倒,右侧面部发生跌打 伤。(大一 日本学生)

大学より帰宅後、アルバイト先に向かう途中、交差点 で反対側から走行してきた自転車と出会い頭に衝突、 転倒し右顔面を打撲負傷した。(大学 | 年日本)

> 互助保障金支付 214,000 日元 共済金の支払い 214,000円

患病/住院及手术 病気/入院・手術

尿道结石 尿路結石

早晨起床后突然感到腰部剧痛而紧急住院。因为匆忙 住院,根本没有带换洗的衣物等,非常为难。"一人为 大家,大家为一人",一个人遇到困难时无能为力,幸 亏有互助保障提供帮助。(研究生院2年级 留学生)

朝、突然腰部から激痛を感じ緊急入院。急な入院な ので、着替え等全く持っていなかったため困りました。 「個人がみんなのため、みんなが個人のため」一人で は困った時にどうしようもないので、やはり共済に助け てもらった方が良いと思います。(大学院2年 留学生)

> 互助保障金支付 17,500 日元 共済金の支払い 17,500円

能不能一次加入到至毕业为止?

卒業まで一括加入できないのか?

学生综合互助保障制度的互助保障期限为1年,会费也需要按年 度支付。请汇款或者到生协服务中心支付第一年的会费。互助保障的会费从第二年以后开始将从登录的银行账户转账,自动持续到计划毕业的年度为止。作为人寿互助保障的持续合约,对于即使在加入前的患病也从首次申请加入合约之日起经过1年后因患病而 发生的死亡、住院、手术、后遗,有时可能支付互助保障金。

口座から振替となり、卒業予定年まで自動継続となります。生命共済の継続契約では加入前の発病の場合でも初めて契約を申し込んだ日から、1年を経過した後の病気による死亡、入院、手術、後遺障害の発 生について共済金をお支払いできる場合があります。

能否不加入生协而只加入互助保障?

生協に加入せず、共済にだけ加入したい。

学生综合互助保障的加入资格是成为大学生协的会员。这是因为 互助保障事业并不是面向不特定多数人员、而是以团体构成成员 相互扶助为目的进行的事业。

学生総合共済は加入資格として、大学生協の組合員であることが必要です。これは共済事業が不特定多数ではなく、団体の構成員の相互扶助を目的として行われる事業であるためです。

对因患病在门诊就诊没有保障吗?

病気通院は保障されないのですか?

对因患病在门诊就诊不提供保障。但是,如果在门诊接受手术,则可能成为手术保障互助保障金的给付对象,请与生协洽询。

火灾互助保障® _{火災共済}®

按年支付会费 掛金年払い 厚生劳动大臣认可事业 厚生労働大臣認可事業

这里的中文翻译为参考内容, 最终以日文为准。

に記載する内容につきましては、中国語は参考表示であり、日本語が優先となります。

大学生协的学生会员可以加入。 大学生協の学生組合員が加入できます。



KW 型

1 年的会费 2.000 日元 KW型 掛金I年間2,000円

1天约6日元 I日約6円

赔偿保障 賠償保障

火灾 破裂、爆炸 漏水 因结冻结而发生破裂 火災 破裂・爆発 水もれ 凍結による破裂

租房人赔偿责任保障 借家人賠償責任保障

因加入者的过失而发生火灾以及供排水设备的漏水事故对租借的房屋造成损害, 依法承担对房主(出租人)的损

加入者の過失により火災や給排水設備等から水もれ事故を起こし借用戸室に損害を与え、貸主(大家)に対し法律 上の損害賠償責任を負担する場合に保障

至 1,200 万日元

1,200万円まで

(无自负担额) (自己負担額なし)

家庭财产发生火灾、淹水、风灾及水灾等 家財の火災・水ぬれ・風水害など

火灾 雷电 破裂、爆炸 浸水 风灾及水灾 火災 落雷 破裂・爆発 水ぬれ 風水害

家庭财产的保障 家財の保障

因火灾、雷电、风灾及水灾等使加入者的家庭财产遭受损失时的保障 ※对于可修理的情况保障修理费用

火災・落雷・風水害などにより加入者の家財が損害を受けた場合に保障 ※修理可能なものは修理費用を保障します

临时费用 臨時費用

支付家庭财产被全部烧毁、损毁时的临时费用 家財が全損(全焼・全壊)のとき臨時費用としてお支払い

至 300 万日元

300万円まで

(无自负担额)

(自己負担額なし)

至 20 万日元

20万円まで

至50万日元

50万円まで

(无自负担额)

(自己負担額なし)

重新购买的价额至

3万日元

再取得価額3万円まで

(自负担额 5,000 日元)

(自己負担5,000円)

至 15 万日元 I5万円まで

(无自负担额)

(自己負担額なし)

失盗保障 盗難保障

失盗的家庭财产保障

盗難家財保障

出租屋室内的被互助保障人拥有的家庭财产失盗、损坏、弄脏时的保障

借用戸室内の被共済者所有の家財が盗まれたり、壊されたり、汚されたときに保障

现金失盗保障

盗難現金保障

被互助保障人在出租屋室内的现金等失盗时的保障

借用戸室内の被共済者所有の現金などが盗まれたときに保障

至 10 万日元 10万円まで (无自负担额)(自己負担額なし)

自行车失盗保障

盗難借用戸室修理費用保障

(小型摩托车除外)

自転車盗難保障 (原付は対象外)

请大家注意!

ご注意ください!

加入者在出租屋的场地内设置的专用自行车停车场上锁保管的 被互助保障人拥有的常用自行车

※专用自行车停车场指房主(出租人)认可的设置、管理的地点

加入者の借用戸室の敷地内に併設された専用の駐輪場所に施錠 保管していた被共済者所有の常用自転車

※専用の駐輪場所とは、貸主(大家)が認めた設置・管理する場所

因失盗造成的出租屋的门窗玻璃及门锁损坏,要求必须承担修理 失盗出租屋修理费用保障 费时的保障

盗難で借用戸室の窓ガラスやカギを壊され、修理代を負担しなけれ

ばならないときに保障

对于下列情况无法支付互助保障金。 下記のような場合は共済金はお支払いできません。

- ●因缺陷、腐蚀、生锈、发霉、陈旧等自然消耗等原因导致出租屋的损坏、脏污
- ●例如在上下学的途中钱包失窃等在租用房屋的室外被盗、以及在租用房屋的室内保管的他人物品被盗等
- ●墙壁及地面等的划伤以及租借的设备等的损坏
- ●因地震、火山爆发及由此引起的海啸、以及火灾、风灾及水灾等造成的损害
- ●欠陥、腐食、さび、カビ、老朽化などの自然の消耗などを原因とする借用戸室の損壊・汚損
 ●通学途上で財布を盗まれたような借用戸室外での盗難事故、借用戸室内であっても他人から預かっていた物の盗難事故など
 ●壁や床などをキズつけた場合や借用している設備等を壊した場合
 ●地震、噴火、これらによる津波、火災、風水害等による損害

- ●也请务必阅读保障的概要、重要事项说明书(第13、14、15页)。此外,请在通过加入申请书确认了告知事项后办理加入手续。
- ●保障のあらまし、重要事項説明書(13.14.15 ページ)も必ずご一読ください。 また、告知事項を加入申込書でご確認のうえお手続きください。 ※关于因漏水对楼下的人造成家庭财产损害的赔偿,由于不属于火灾互助保障的范围,因此请务必也加入"学生赔偿责任保险"。 ※水もれによる階下の人の家財への賠償は火災共済では保障されないので「学生賠償責任保険」とぜひあわせてご加入ください。

东北大学/来自中国 任 可欣 東北大学/中国出身

建议您加入火灾互助保障

火災共済のおすすめ

寓、而且对邻居也可能造成损害。为了减少发生这种情况 时的损失,建议加入火灾互助保障。

留学生刚到日本时,由于独立生活的经验不足,容易因不 留学生は日本に来たばかりの時、一人暮らしの経験が足り 注意发生事故。使用家用电器、煤气、香薰蜡烛等时发生ないため、不注意の事故を起こしやすいです。家電、ガス、ア 火灾的危险性较高。万一发生火灾,不仅对自己租借的公 ロマキャンドルなど使用する際に火災になる危険性が高いで す。火災を起こしたら、自分の賃貸マンションだけではなく、 近隣に被害が及ぶ恐れもあります。こんな場合の損失を減ら すために、火災共済の加入をお勧めしております。

来自获得了给付 的学生们的声音

承租人的赔偿 借家人賠償

漏水 水もわ

因洗衣时离开,没有发现水管脱落使水漏到楼下,造 成建筑物损坏。(大一 留学生)

洗濯中にその場を離れた際にホースが外れたこと に気がつかず階下に水もれし、建物に被害がでた。 (大学 | 年 留学生)

> 互助保障金支付 249,195 日元 共済金の支払い 249.195円

承租人的赔偿

因结冻而破裂 凍結による破裂

由于没有将水放干净使浴室锅炉结冻而破裂。如果将 水排放干净就可以避免。(研究生院 1 年级 留学生)

水抜き不十分のために風呂釜が凍結し、破損。 水抜きをきちんとしていれば防げたと思う。(大 学院 | 年 留学生)

> 互助保障金支付 20,000 日元 共済金の支払い 20,000円

給付を受けた学生の声



承租人的赔偿

因结冻而爆裂 凍結による破裂

由于大门外的热水器没有进行防冻处理被冻裂漏水。 今后应采取关闭水阀等防冻措施。(研究生院 1 年级

玄関外の給湯器が凍結予防処理をしていなかっ た為、破損し水がもれた。水道栓を締めておくと いった凍結予防をしておくべきだった。(大学院 |

> 互助保障金支付 49,600 日元 共済金の支払い 49,600円

失盗 盗勤

出门时窗户玻璃被打碎,笔记本电脑、相机、眼镜等 被盗。因为住在公寓的一楼, 所以应在外出时关好阳 台的卷门。(大四 留学生)

留守中、窓ガラスを割って侵入され、ノートパソコン、 デジカメ、メガネなどが盗まれた。アパートの部屋は 一階なので、留守にする時はベランダのシャッターを 降ろして外出すべきだった。(大学4年留学生)

> 互助保障金支付 257,190 日元 共済金の支払い 257,190円

家庭财产/现金

海外旅行回来时发现房门被挖了一个洞,门锁被打 开, 现金和一个行李箱被盗。(研究生院 2 年级 留

海外旅行より帰宅すると、ドアに穴が開けられ施錠が 外されており、現金とビジネスキャリーが盗まれていた。 (大学院2年 留学牛)

互助保障金支付 43,465 日元 共済金の支払い 43,465円

火灾互助保障是否仅对发生火灾提供保障?

火災共済は、火事の時だけ保障されるのですか?

等造成的家庭财产的损害也提供保障。另外,也由对因自己的原因造成的火灾或漏水,房主对出租屋的损害要求赔偿时也提供保障。(对其他房屋造成损害的赔偿,火灾互助保障制度不提供保障。学生赔偿责任保险可能提供保障,建议与火灾互助保障一同加入。)

財の損害も保障します。また、自分が火災や水もれを起こして大家さんから借用戸室の損害賠償を請求されたときの保障もあります。(他室の家財に与えた損害の賠償は火災共済では保障されません。学生

对打工、旅行、回国时的患病或事故是否提供保障? アルバイト中や旅行中、帰国中の病気や事故については保障されますかご

如果属于互助保障给付对象的疾病或事故, 无论在哪里发生都提供保障。(火灾互助保障的保障仅限于日本国内。) 共済の給付対象となる病気や事故であれば、どこで起こったものでも保障されます。(火災共済は日本国内のみの保障です。)

如果没有患病或受伤,是否退还会费?

病気やケガをしなかったら掛金は戻ってくるのか?

即使没有患病或受伤,会费也不退还。但是学生综合互助保障是"大家对因患病或受伤而遇到困难的伙伴出资援助的慰问金(互助保障金)制度",因此大家的会费都可靠地为我们发挥作用。

学生赔偿责任保险证

学生賠償責任保険 16H



大学生协的学生会员可以加入。 大学生協の学生組合員が加入できます。

至预定毕业年度的保险费费一次性支付 卒業予定年まで一括払い

这里的中文翻译为参考内容, 最终以日文为准。

ここに記載する内容につきましては、中国語は参考表示であり、日本語が優先となります。

日常生活个人赔偿责任补偿特约及受托品补偿扩大型部分变更特约附带学生、儿童综合保险、设 施及产品赔偿责任保险

日常生活個人賠償責任補償特約および受託品補償拡大型一部変更特約付帯学生・こども総合保 険、施設・生産物賠償責任保険

承保公司: 三井住友海上火灾保险株式会社(干事)・共荣火灾海上保险株式会社(非干事) 引受保険会社:三井住友海上火災保険株式会社(幹事)・共栄火災海上保険株式会社(非幹事)

学生赔偿责任保险	至预定毕业年度的保险费一次性支付		
学生賠償責任保険	卒業予定年まで一括払		
1年	¥1,780		
2年	¥3,120		
3年	¥4,470		
4年	¥5,800		
5年	¥7,150		
6年	¥8,070		
The second secon			

※必ず卒業までの年数での申込が必要です。 上述金额是在 2017 年 4 月 29 日之前加入时的保险费。 は2017年4月29日までにご加入いただいた

日常生活(包括正规课程的讲义等)中的赔偿事故[日本国内 ・ 海外] 日常生活(正課の講義等を含む)における賠償事故 [国内・国外]

对他人的赔偿责任 他人に対する賠償責任

骑自行车撞到行人, 使对方受伤。

滑雪时相撞,造成对方骨折、住院。(如果对方住院 20 天以上,另外支付临时费用保险金。) 在出租屋发生漏水,对楼下的人造成家庭财产损害。

在教育实习中, 误使学生受伤。

- ・自転車で歩行者にぶつかりケガをさせた。
- ・スキーで衝突して相手が骨折し、入院した。(相手が20日間以上入院された場合には、別途、臨時費用保 険金をお支払いします。)
- 借用戸室で水もれを起こして、階下の人の家財に損害を与えた。
- ・教育実習中、誤って生徒にケガをさせた。

对从他人借用的物品的赔偿责任 他人から借用したものに対する賠償責任

在实习中(就职体验),从实习单位借用的电脑掉在地上损坏。

・インターンシップ(就業体験)中、就業体験先から借りたパソコンを床に落として壊した。

对1次事故的最高上限 至2亿日元

最高 | 事故 2億円まで

对在正规课程的讲义等受托的信息设备等的 记录信息事故以500万日元为上限。

正課の講義等で受託した情報機器等の記録 情報の事故は500万円を限度とします。

正规课程的讲义等中的赔偿事故(人权侵害)、费用损害 [日本国内 ・ 海外] 正課の講義等における賠償事故(人格権侵害)・費用損害 [国内・国外]

对侵害他人隐私以及损害名誉的赔偿责任

他人のプライバシー侵害や名誉毀(き)損に対する賠償責任

因在医疗相关实习等中发生的事故采取预防感染措施、治疗所需要的费用 (防止感染事故损害费用)

医療関連実習等で発生した事故に伴う感染予防措置・治療に要した費用(感染事故損害防止費用)

在临床实习中, 误被患者使用过的注射器针头扎伤感染, 由于可能感染他人而进行自身的感染治疗。 ・臨床実習中に患者に使用した注射針を誤って自分に刺して感染してしまい、他人への感染のおそれが発生 したため、自身の感染の治療を行った。

每年最高至500万日元

年間 最高 500万円まで

每年最高至 500 万日元

年間 最高 500万円まで

对他人的慰问(根据受害人的受伤程度)

他人に対するお見舞い(被害者のケガの程度によります)

有关临时费用等,参见第 16 ~ 17 页 その他、臨時費用は PI6~17 参照

在足球比赛中,摔倒时造成对方的脚部骨折,慰问时送慰问品。

・サッカーの試合中、転倒時に相手の足を骨折させたため、見舞い時にお見舞品を渡した。

因受伤导致加入者本人死亡 ケガにより加入者本人が亡くなられた場合

向加入者(被保险者)的法定继承人支付 加入者(被保険者)の法定相続人へお支払い

对 1 名被害人最高至 50 万日元 (对 1 次事故最高至 100 万日元)

被害者1名につき 最高 50万円まで (1事故につき最高100万円まで)

> 10万日元 10万円

※学生赔偿责任保险不是互助保障,是三井住友海上火灾保险株式会社作为干事承保保险公司的团体合约保险商品。

请大家注意!

ご注意ください!

10

对以下情况无法支付保险金。

- ●以汽车、摩托车(包括小型摩托车)为起因对第三者的赔偿责任 ●在体育活动中(通常的规则范围)的参加者之间的赔偿责任(依法赔偿 责仟自身不发生时)
- ●大学管理责任下的赔偿责任(学生个人依法无责任时)
- ●关于出租屋的损坏对房主的赔偿责任 等

下記のような場合、保険金はお支払いできません。

- ●自動車・バイク(原付を含む)による第三者への賠償責任
- ルスポーツ (通常のルールの範囲) における参加者間の賠償責任(法律上の賠償責任自体が発生しない場合)
- ●大学の管理責任下での賠償責任(法律上、学生個人に責任 がない場合)
- ●借用戸室の損壊について貸主に対する賠償責任 ……など

关于保险费,请参照上述以及第22页的内容。 保険料については、上記または P22 をご参照ください。



孙明玥 名古屋大学/来自中国 惑をかけてしまったとき、学生賠償責任保険に加入していると、 孫 明玥

名古屋大学/中国出身 心配がなく助かります。

保険金で支払いされる場合もあるので、高額の賠償金を支払う

日常生活中的事故例 日堂生活における重故の

建议您加入学生赔偿责任保险

如果骑自行车撞到行人造成对方受伤, 可能发生自己无法承担的

赔偿金额。对他人造成损害时,如果加入了学生赔偿责任保险,

自転車で歩行者にぶつかって相手にケガをさせた場合、自分で

は負担しきれない額の請求が発生することがあります。他人に迷

可能获得保险金的支付, 因此对于支付高额赔偿金也不必担心。

学生賠償責任保険のおすすめ

漏水事故 水もれ事故

因没有将水排放干净, 厕所和厨房的水管被 冻裂,造成楼下的房间发生损害。

水抜きが不十分だったため、トイレと台 所の水道管が凍結破裂して、階下建物に 損害を出してしまった。

> 保险金支付 420,283 日元 保険金の支払い 420,283円

日常生活中的事故例 日常生活における事故例

日常活动 日常活動

在舞蹈小组活动中, 打碎了借用的舞蹈教室 的玻璃。

ダンスサークルの活動中、貸しスタジオの ガラスを割ってしまった。

> 保险金支付 130,000 日元 保険金の支払い 130.000円

日常生活中的事故例

白行车事故 白転車事故

骑自行车时,撞到从出租车上下车的人,对 方摔倒,造成手部骨折。

自転車走行中、タクシーから降りてきた 相手と接触し、相手が転倒、手を骨折さ せてしまった。

保险金支付 1.173.949 日元 保険金の支払い 1,173,949円

遇到这样的情况

时非常有用

こんな時にお役に立ちます!



在正规课程的讲义等中发生的事故例 正課の講義等における事故

在正规课程中 正課中 使用试验装置时, 误放入纸张而被风扇卷入

发生损坏。 実験器具を使用中、誤って紙を入れてし まい、ファンが紙を巻き込んで破損してし

> 保险金支付 43,785 日元 保険金の支払い 43,785円

为了解决加入者在日常生活中发生的问题

加入者が日常生活中にトラブルを抱えたときのために

※加入学生赔偿责任保险的全体人员可利用以下服务。

※学生賠償責任保険にご加入いただいた方全員が、次のサービ スをご利用いただけます。

生活支援服务(免费咨询) 生活サポートサービス(ご相談無料)

可通过电话利用在日常生活中发挥作用的各种服务。向加入学 生、儿童综合保险等的客户以及与其一同居住的家属提供的专 用服务。详情请洽保险代理店或承保的保险公司。

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。学生・ こども総合保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービ スです。詳しくは、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

健康、医疗 健康•医療

健康、医疗咨询 提供医疗机构综合信息等

健康 · 医磨相談 ·医療機関総合情報提供 等

生活咨询 暮らしの相談

· 生活中的问题咨询(法律咨询) 生活中的税务咨询

・暮らしのトラブル相談(法律相談) 暮らしの税務相談

提供与护理相关的信息 有关护理的问题咨询等 介護に関する情報提供

信息提供、介绍服务 情報提供・紹介サービス

介護

· 育儿咨询(12岁以下) · 提供生活信息等 · 子育て相談(I 2 才以下) ・暮らしの情報提供等

介護に関する悩み相談等

□三井住友海上火灾保险株式会社网站也通过"健康、护理站"提供有 关健康及医疗, 护理的信息。

□ 三井住友海上ホームページの「健康・介護ステーション」でも 健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

*服务仅限使用日语。*关于服务的服务时间和电话(免费电话).参见 加入后发送的加入者证的说明等。*根据使用的电话线路,有时可能无 法利用。此外,该利用仅限日本国内。*本项服务由承保的保险公司的 协作服务公司提供。有关海外的咨询等,某些咨询内容可能无法应对。 *本项服务可能变更或中止, 恕不预先通知, 敬请理解。

*サービスは日本語でのご利用に限ります。 *サービス受付の ご利用時間・電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする 加入者証の案内などをご覧ください。 *お使いの電話回線によ り、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに 限ります。 *本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社 にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によって はご対応できない場合があります。 *本サービスは予告なく変 更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

提供调解交涉服务(仅限日本国内。损害名誉、侵害个人隐私的事故除外。)

示談交渉サービス付き(国内での賠償事故。名誉毀(き)損・プライバシー侵害事故を除く。)

まった。

调解交涉的服务是,如果本保险的被保险人成为加害人,在被害人同意的前提下,保险公司代替 被保险人与被害人交涉调解的服务。

示談交渉サービスとは、この保険の被保険者が加害者となったとき、被害者の同意を得て被保険者に 代わって保険会社が被害者と折衝し解決するサービスです。

利用过调解交涉服务的学生的

声音 示談サービスを利用した学生の声

无论是作为自己还是对方, 由专业人士介 入中间调解, 使我们感到非常放心。



自分もそうですが、相手の方も、プ 口の方が間に入ってくれることにと ても安心できましたと言われました。

11

关于学生赔偿责任保险的洽询事项, 请打电话与大学生协互助保障 ・ 保险支援服务

学生賠償責任保険に関するご質問は、大学生協共済・保険サポートダイヤルまでお問い 合わせください。

如果秋季入学、秋季毕业, 学生赔偿责任保险的保险 费是如何规定的?

たとえば秋に入学し、秋卒業の場合、学生賠償責任保険の保険 料はどのようになりますか?

因为规定学生赔偿责任保险的保障期满日为4月1日,所以加入到毕 业后的 4 月 1 日为止,毕业时办理手续后会退还大约半年的保险费。



(免费电话) **0120-335-770**

服务时间 星期一至星期五 9:40~17:00

如果预定毕业的时间发生变更怎么办?

卒業の予定が変更になった場合はどうしたらよいのか? 在变更确定时请在生协服务中心提出申请,办理变更手续。如果进

入研究生院等学习,请办理毕业后继续加入的手续。

●请务必同时阅读 16~18页的"制度概要" ●PI6~I8の「制度のあらまし」も必ずご一読ください。

大養者事故死亡特約共済金額として500万円を

なお、この特約での共済金のお支払いは、1人の

被共済者に対して、すべての生命共済契約の共

一括または分割して支払います。

た場合は、扶養者事故死亡特約共済金額を支払います。

●不慮の事故(*1)以外の原因により扶養者が亡くなられた場合。 済期間を通じて1回限りです。

▲ご注意 下記の場合は保障の対象となりません。

●病気により扶養者が亡くなられた場合。

	保	障のあらまし	火災共済		
		共済金をおう	支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いできない主な場合
培賞 未 章	借家人賠償責任保障	発、給排水設備等からの 借用戸室に損害を与え、 の損害賠償責任を負う場 共済金を支払います。 ●水道管の凍結破裂による	の過失により火災、破裂/爆水もれ、水ぬれ事故を起こし、貸主(大家)に対して法律上場合に、借家人賠償責任保障 5漏水等の事故は、被共済者られる場合のみ、共済金を支	損害賠償金額を支払います。 ※1回の事故につき借家人賠償責任保障 共済金額が限度となります。 ※貸主との間に訴訟等が必要となった場 合、全国大学生協共済生活協同組合連 合会から書面により同意を得た訴訟費 用等については、上記の損害賠償金と は別にその費用を支払います。 ※他の共済や保険の契約がある場合、被 害額をそれらの共済等と按分した額を支 払います。	●契約者の故意。 ●被共済者の故意、心神喪失、指図。 ●改築、増築、取り壊し等の工事。 ●被共済者と貸主との間で、損害賠償に関する特別の約定がある場合、その約定により加重された賠償責任。 ●貸主に借用戸室を引き渡した後に発見された借用戸室の損壊等。 ●台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、ひょう災、豪雪、雪崩等の雪災。 ●地震、噴火、またはこれらによる津波。 ●借用戸室の欠陥、腐食、さび、かび、その他の自然消耗、老朽化等。 ●火災、破裂爆発(凍結による破裂を含む)、給排水設備からの水もれ以外の原因による借用戸室の破損、汚損、毀損による損害
家けの火災、火なれ、虱火害など	家財の保障	の外部からの人為的災害 以外の者が占有する他の による水ぬれ、風水害を被した場合に、火災役 を大災保障、出産のに収容されている被害を受けた場合に、火災役 の大災保障、世界での大力に、大災役 の大力に、大災 の大力 の大力 の大力 の大力 の大力 の大力 の大力 の大力 の大力 の大力		損害額(再取得価額)を支払います。 ※ただし、火災保障共済金額が限度となります。また、修理、クリーニングが可能なものはその実費となります。 ●家財が全損(全焼、全壊)と当会が認定したときは、臨時費用共済金として1回の事故につき、20万円を支払います。 ●損害の発生および拡大の防止に必要、かつ有益な費用を損害防止費用として支払います。 ●損害が第三者の行為によるもので、損害賠償を受けた場合は、その賠償額を差し引いたうえで、共済金を支払います。	 契約者、被共済者の故意、重大な過失、法令違反。 家財の使用若しくは管理を委託された者、または被共済者の親族の故意。 火災等、風水害等の際の紛失、盗難。 戦争、外国の武力行使内乱等の事変によって発生した火災、風水害等による損害。 地震噴火、またはこれらによる津波、火災、風水害等による損害。
	盗難家財保障	室の中の被共済者所有 れた損害について盗難損害について盗難損害について為とる ※ストーカー室の敷地内に併用 に施錠保動機付自転車(原動機成する保事車を構成する保事を 自転車を構成する保部につるの為害は、のみの損害する。 本で注意 ●次のものは際の「次のものです。 せん」と同一内容です。	設された専用の駐輪場所(*4) している被共済者所有の自 *5)は保障対象外です。また、 や車体購入後に装着した部 象外です。)が盗取されたとき ついて盗難家財保障共済金 届出が必要です。 章の家財に含みません。)は家財保障の家財に含みま	損害額(再取得価額)を支払います。 ※ただし、盗難家財保障共済金額を限度とします。 ●自転車盗難損害については、損害額(再取得価額)から5,000円を差し引いた額を支払います。ただし、損害額(再取得価額)は、3万円を限度とします。 例)損害額(再取得価額)が35,000円の場合、再取得価額は3万円が最高限度額となります。お支払いする共済金は、損害額(再取得価額)30,000円−5,000円(自己負担)=25,000円	●契約者、または被共済者の故意、重大な過失。 ●共済の目的物の使用または管理を委託された者、または被共済者の親族の故意。ただし、その者が被共済者に共済金を取得させる目的でなかった場合を除きます。 ●盗難事故発生の時点で借用戸室内に収容されていなかった家財の損害。 ●火災等、風水害等の際の盗難。 ●地震、噴火、津波の際の盗難。 ●地震、噴火、津波の際の盗難。 ●地震、噴火、津波の際の盗難。 ●地震、噴火、津波の際の盗難。 ●地震、噴火、津波の際の盗難。 ●地震、噴火、津波の際の盗難。 ●地震、武力の行使、革命、内乱等の事変、暴動、騒じょう等の際の盗難。 ●紛失。 ●借用戸室の敷地内に併設された専用の駐輪場所以外での自転車の盗難。 ●盗取された家財が共済金を支払う前に回収されたとき
不章	盗難現金保障 盗	室の中の被共済者が所書が盗取された場合の打共済金を支払います。 ※ストーカー行為による損害 Aご注意 ●所轄警察署への盗難の ●預貯金証書の盗難は、預れた場合に限ります。◆預		損害額を支払います。 ※ただし、盗難現金保障共済金額を限度と します。	●盗難家財保障の「共済金をお支払いできない主な場合」と同一内容です。 ※「自転車の盗難」は除く ●盗取された現金が共済金を支払う前に回収されたとき ●地震、噴火、津波の際の盗難 ●借用戸室以外の修理費用。
	難借	損、汚損、き損し、賃貸借契	約にもとづいて貸主(大家)から		●火災等、風水害等による損害の修理費用。

●地震、噴火、津波による損害の修理費用。 ●戦争、武力の行使、革命、内乱等の事変、暴動、

騒じょう等による損害の修理費用

●貸主に借用戸室を引き渡した後に発見された借 用戸室の損壊等の修理費用。

●借用戸室の欠陥、腐食、さび、かび、その他の自

然の消耗等。

※新入生(編入学・院入学を含む)の新規契約者に限り、入学月の前月の1日又は新規契約の申込みを承諾した日の翌日のいずれか遅い日から発効日の前日まで の期間に火災共済の保障の対象となる事故が発生した場合には、共済期間中の事由とみなし、該当する共済金、費用を支払います。また、その期間における階 下への水もれなど、学生生活における、他人に対する賠償事故への備えもございます。(詳しくは、「大学生協の学生総合共済ホームページ」をご覧ください。)

損害額を支払います。

済金額を限度とします。



13

(*1)「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故、および「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律」第6条第2項、第3項および第4項に定める感染症をいいます。

用語の解説

(*2)「盗難事故」とは強盗もしくは窃盗または、それらの未遂をいいます。 (*3)「ストーカー行為による損害」とは、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に定める行為等により、借用戸室内の被共済者が所有する

※ただし、盗難借用戸室修理費用保障共

請求され、ご自身の費用で修理する場合、その修理費用につ

いて盗難借用戸室修理費用保障共済金を支払います。

●盗難事故(*2)以外の原因による借用戸室の破損、汚

※ストーカー行為による損害(*3)を含みます。

●所轄警察署への盗難の届出が必要です。

損またはき損による損害は保障対象外です。

財物(現金を含む)の損害、および借用戸室の破損、汚損、またはき損による損害をいい、「盗難事故」に含めます。 (*4)「専用の駐輪場所」とは、借用戸室がある建物の敷地内に併設され、借用戸室の貸主が設置、管理し、居住者の駐輪を認めた場所のことをいいます。

(*5)「原動機付自転車」とは、「道路運送車両法施行規則」に定める排気量125cc以下の二輪車および50cc以下の三輪以上の車両とします。 ※「契約者 | 、「被共済者 | 、「扶養者 | の解説は、「学生総合共済の重要事項説明書 | をご参照ください。

重要事項説明書

学生総合共済 (新規契約用)

重要事項説明書はご契約にあたり「特に重要なことがら」を「契約概要」に、ご契約者にとって「特に 注意を要することがら」を「注意喚起情報」に記載していますので、ご契約の前に必ずお読みください。 ご不明な点がございましたら、大学生協の共済窓口または全国大学生協共済生活協同組合連合 会【略称:大学生協共済連】の相談窓口:共済・保険サポートダイヤルまでお問い合わせください。

■ 契約概要(特に重要なことがら)

1. 学生総合共済のしくみ

【生命共済】

●保障対象者(以下「被共済者」といいます。)の病気や事故による入院・手術・後遺障害・ 死亡および事故通院を保障する基本契約と、被共済者の父母または扶養者の死亡なら びに被共済者の扶養者の事故死亡を保障する特約を組み合わせた生命共済です。 【火災共済】

●借用戸室内における被共済者が所有する家財の火災・落雷・破裂/爆発・水ぬれ・風水害等による 損害を保障する火災保障と、盗難による損害を保障する盗難保障、被共済者の過失によって火災・ 破裂/爆発・給排水設備等からの水もれ・水ぬれ事故を起こし借用戸室に損害を与え、貸主に対し て法律上の賠償責任を負うとき保障する借家人賠償責任保障を組み合わせた火災共済です。

【生命共済、火災共済共通】

- ●共済期間は効力の発生する日から1年間です。
- ●継続する契約の共済期間は、現在ご加入の共済契約の満了日の翌日午前0時から1年間です。
- ●新入生の共済期間は、後記Ⅱ.注意喚起情報「4.契約の成立日と効力の発生 日について」の①、②、③のいずれかに該当する日から1年間です。

- ●この契約の共済期間は1年間ですが、契約者が契約の継続停止を申し出ない限り 「満了する契約」と同一内容の継続契約の申込みが毎年あったとみなし、契約者が預 金口座振替依頼書に記載した金融機関口座から継続契約の掛金を振替えて、卒業 予定年の契約満了日まで保障を継続します。制度改定があった場合は、上記『「満了す る契約」と同一内容の』の部分を、『「改定後の制度内容」での』と読み替えます。
- ■この「みなし申込」と「掛金の口座振替」により契約を継続することを自動継続と呼びます。

- 【生命共済、火災共済共通】
- ●共済掛金は1年間の共済期間に対し年1回払いです。
- ●初年度(入学時を含む)の共済掛金は、入学する大学の生協が指定する方法でお支払いください。
- ●2年目から卒業予定年までの共済掛金は、あらかじめ契約者が指定した金融 機関からの口座振替でのお支払いです。

5.契約者(共済に加入の申込みをする人をいいます。)

【牛命共済、火災共済共涌】

- ●共済に加入の申込みをする人(契約者)は、大学生協共済連の会員である大 学生協の組合員、または組合員と同一の世帯に属する人です。
- 6.被共済者(共済の保障対象になる人をいいます。) ●生命共済·火災共済の細則に定める学生で、次の各号のいずれかに該当する人、申込 書で登録した方1名です。
- ①契約者 ②契約者の配偶者 ③契約者と生計を共にする前記①②以外の2親等以 内の親族 ④契約者の配偶者と生計を共にする契約者の配偶者の2親等以内の親族

7.扶養者(加入申込書に「扶養者」として登録する人の要件)

●扶養者は、生命共済の被共済者の学費および生活費を負担していることが要 件ですが、必ずしも親族である必要はありません。

8. 契約の制限および引受条件 【生命共済、火災共済共通】

- ●被共済者1人につき、生命共済、火災共済にそれぞれ一つ契約できます。
- ●大学生協共済連が設定する契約の型以外の契約はできません。

【生命共済】

- ●契約の型:基本契約A型+特約F型の組み合わせによる「AF型」と基本契約 M型+特約F型の組み合わせによる「MF型」の2種類があります。
- ・基本契約A型とM型では被共済者の保障金額が異なります。 ・特約[F型]は被共済者の扶養者事故死亡に関する特約です。
- ●この契約における被共済者の「年齢」は、新規契約および継続契約の保障開 始日における満年齢をいいます。
- ●学生総合共済パンフレット記載の生命共済掛金額は、35歳未満の被共済者 を対象とした金額です。新規契約の保障開始日において35歳以上の被共済 者、および2年目以降の継続契約の保障開始日において35歳以上の被共済 者は生命共済掛金額が異なりますので、大学生協の共済窓口または共済・保 険サポートダイヤルにお問い合わせのうえ、ご契約ください
- ●経済的に自立している被共済者(扶養を受けない人)、および扶養者のいない被共済 者は、特約F型(扶養者事故死亡特約)を付帯しないA型またはM型の契約となります。
- ●扶養者事故死亡特約の共済金の支払いは、1人の被共済者に対して、すべ ての生命共済契約の共済期間を通じて1回限りです。したがって、この特約で の支払を受けた被共済者が、契約を継続または再契約する場合には、特約F 型(扶養者事故死亡特約)を付帯しないA型またはM型での契約となります。
- ●共済期間中に卒業や退学などにより大学生協の学生組合員で無くなった場 合でも、契約の満了日まで保障を続けることができます。 ただし、中途解約を希望されるときは大学生協の共済窓口または共済・保険サ ポートダイヤルまでお申し出ください。

【火災共済】

- ●契約の型:KW型の1種類のみです。
- ●この契約は「不動産賃貸借契約の入居者本人」を被共済者とする契約です。 なお、借用戸室は日本国内に存在することを要します。
- ●共済期間中に卒業、退学などにより戸室を借用しなくなった場合、解約手続きにつ いて大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルまでお申し出ください。

【生命共済】

基本契約:死亡保障、後遺障害保障、入院保障、手術保障、事故通院保障 約:父母扶養者死亡特約、扶養者事故死亡特約

【火災共済】

14

基本契約:火災保障、盗難保障(家財・現金・盗難借用戸室修理費用)、借家人 賠償責任保障

- ※この火災共済の他に同種の共済(保険)契約があり、それぞれの契約から支 払われる共済金(保険金)の合計が損害額を超えるときは、損害額を超えない ように調整して支払われる場合があります。
- ※新入生(編入学・院入学を含む)の新規契約者に限り、入学月の前月の1日又 は新規契約の申込みを承諾した日の翌日のいずれか遅い日から発効日の前日 までの期間に火災共済の保障の対象となる事故が発生した場合には、共済 期間中の事由とみなし、該当する共済金、費用を支払います。

【生命共済、火災共済共通】

- ●この契約に満期返戻金はありません。
- ●年度の決算において剰余が生じ総会で議決された場合、9月末決算時点で有 効な契約に対し割戻金を支払う場合があります。なお、割戻金は共済契約の 最終終了時(卒業年)まで据え置きいたします。

共済金の受取し

- ●共済金の受取人は契約者(この共済に加入の申込みをする人)です。
- ●被共済者と同一人である契約者が死亡したときの共済金受取人は、下記の 人で、その順位は下記の①から⑤の順序とします。さらに、②から⑤における順 位はそれぞれの記載順序とします。
- ①契約者の配偶者 ②契約者が死亡した当時、契約者と生計を共にしていた、契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 ③契約者が死亡した当時、契 約者と生計を共にしていた、契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉 妹 ④上記②に該当しない契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 ⑤上 記③に該当しない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 ただし、上記にかかわらず、契約者は死亡保障共済金の受取人を事前に指定

することができます。

●共済証書(生命共済は控除証明書を含む)や継続契約のご案内等は、加入 申込書に記載した扶養者住所に送付します(日本国内に限ります)。

Ⅲ 注意喚起情報(特に注意を要することがら)

1.契約の申込みの撤回(クーリングオフ)について

【生命共済、火災共済共涌】

●新規契約に限り、契約申込者は、申込日(掛金支払日)から大学生協共済連の 8営業日以内に、書面により申込みの撤回ができます。申込みの撤回をするときは、 大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルまでお申し出ください。

2. 加入申込書および告知事項の記入について(契約時の告知事項)

【牛命共済】

- ●「加入申込書」(告知事項に該当するときの告知書を含みます。)は大学生協 共済連と契約を締結するための重要書類です。記載事項は事実を表記し、契 約者と被共済者が異なるときは被共済者の事実を充分確認のうえ、契約者自 身が記入してください。
- ●「生命共済健康状態に関する告知事項」には正確にお答えください。回答が事 実と異なると契約が解除されたり共済金をお支払いできない場合があります。
- ●「生命共済健康状態に関する告知事項」のいずれかの事項に該当する場合は、その 病名および発病日または手術予定日についての告知が必要となります。 なお、「告知書に記載した病気」、「告知書に記載しなかったが契約申込み前に発 病していたと診断された病気」が原因での共済金は支払いません。
- ただし、申込日(掛金支払日)から1年を経過した後の前記の病気を原因とする死亡 や後遺障害、入院、手術については共済金をお支払いできる場合があります。 詳細は大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤルまでお問い合わせください。

【火災共済】

●この共済の他に、同種の共済契約や保険契約の有無を「加入申込書」に告 知してください。他の共済契約や保険契約が存在するときは、「契約概要の9. 保障内容」の項をご覧ください。

3. 契約内容の変更等について(契約後の通知事項)

●契約後に次の事項に変更が生じたときは、必ず大学生協の共済窓口または 共済・保険サポートダイヤルに通知してください。

【生命共済、火災共済共通】

①被共済者の扶養者の氏名、住所 ②契約者の氏名、住所 ③被共済者の氏名、 住所(被共済者の変更はできません) ④共済掛金の振替金融機関口座 ⑤契約 者または被共済者の通学する大学、学校 ⑥卒業予定年 ⑦被共済者の「区分」 【火災共済のみ】

●この共済の他に同種の共済や保険の契約を締結するとき

. 契約の成立日と効力の発生日について

【生命共済、火災共済共通】

- ●大学生協共済連が契約の申込みを承諾した場合には、契約はその申込日に 成立したものとします。
- ●効力の発生には「契約申込書の提出」と「共済掛金支払」の双方が必要です。共 済契約の効力は、「契約申込書提出日」または「初回掛金支払日」のいずれか遅 い日の翌日午前0時に発生します。ただし、それらの日よりも遅い日を発効日として指 定する契約については、その指定発効日の午前0時に効力が発生します。
- ●新入生の場合の効力発生日は、契約申込日と共済掛金支払日との関係によ り、次のとおりとします。

①契約申込日と共済掛金支払日が2017年3月31日以前の場合

·····2017年4月1日午前0時

- ②契約申込日は2017年3月31日以前であるが、共済掛金支払日が2017年 4月1日以降の場合 ……共済掛金支払日の翌日午前0時
- ③契約申込日と共済掛金支払日が2017年4月1日以降の場合 ·契約申込日、または共済掛金支払日のいずれか遅い日の翌日午前0時
- 5. 継続契約の掛金払込猶予期間と継続契約の不成立について

※詳しくは、大学生協共済連ホームページをご覧ください。

【生命共済、火災共済共通】

- ●自動継続する契約の共済掛金が預金口座の残高不足等で振替不能となっ た場合、初回口座振替日の翌日から3ヶ月間の払込猶予期間があります。 ただし、この期間内に入金がない場合は、満了した契約の満了日を以って契約 が終了し、継続契約は成立せず「保障のない状態」となります。
- ●口座振替月の前月末日までに口座振替依頼書のご提出がない場合は、継続 契約の掛金支払猶予期間はありません。

6. 共済金をお支払いできない主な場合について

※詳しくはP12~13または大学生協共済連ホームページをご覧ください。 【生命共済】

①契約者、被共済者の故意によるとき(自殺は除きます。) ②被共済者、当該 扶養者の私闘、犯罪行為によるとき ③頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、 腰痛、背痛等で医学的他覚所見がないとき ④無資格、無免許、酒気帯び、薬 物依存での運転や信号無視、最高速度違反、遮断中の踏切内進入によるケガ 【火災共済】

①契約者、被共済者の故意によるとき ②地震、噴火、これらによる津波、火災、風水害 等 ③戦争、内乱等によって発生した火災、風水害、盗難 ④紛失 ⑤貸主と特別な 約定により加重された賠償責任 ⑥借用戸室内に存在しなかった家財、現金の盗難 ⑦借用戸室の欠陥、腐食、さび、かび等の自然の消耗 ⑧借用戸室を貸主に引き渡した 後に発見された借用戸室の損壊に起因する賠償責任

【生命共済·火災共済共通】

●契約締結の際または共済金請求の際に詐欺行為をした場合

7. 共済金額を増額、減額した場合のお支払いについて 【生命共済】

●入院・通院期間中に、共済金額に増減がある場合、契約変更後の入院・通院期間につ

いては、変更前の共済金額と変更後の共済金額のいずれか少ない額で支払います。 8. 共済金の分割、繰り延べ、削減について

【生命共済】

●戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災な どの非常時には、総会の議決を経て共済金を分割・繰り延べて支払い、または 金額を削減する場合があります。

【生命共済、火災共済共通】

- ●契約者・被共済者・共済金受取人が共済金の請求を、支払事由の発生した 翌日から3年間怠ったときは時効により消滅します。
- ●契約者が共済掛金の返還・解約返戻掛金の請求を、返還・請求事由の発生 した翌日から3年間怠ったときは時効により消滅します。

10.解約と解約返戻金について

【生命共済、火災共済共通】

- ●契約を解約するときは、大学生協の共済窓口または共済・保険サポートダイヤ ルへ連絡のうえ、所定の書類を提出してください。解約日は、所定の書類が大 学生協共済連(または大学生協の共済窓口)に届いた日または解約希望日の いずれか遅い日です。
- ●解約にあたって未経過共済期間がある場合は、所定の算式によって解約返 戻金を支払います。ただし、既経過共済期間中に共済金の支払事由が生じた 場合は、解約返戻金は支払いません。

11. 契約が無効となる場合について

【生命共済、火災共済共通】

①契約者、被共済者が契約の資格・条件を充足しなかったとき ②基本契約および特約 の共済金の限度額を超えて契約したとき、その最高限度を超えた部分 ③申込みの際、 被共済者の同意を得ていなかったとき ④契約者の意思によらず契約が申込まれたとき

①被共済者が効力の発生日(保障開始日)の前日までに亡くなられていたとき 【火災共済】 ①借用戸室の賃貸借契約が存在しないとき ②借用戸室や家財に損害が生じ

ていることを、契約時点で契約者または被共済者が知っていたとき

12.契約が解除となる場合について

【生命共済、火災共済共通】

- ●告知義務違反による解除
- 契約者または被共済者が、契約締結の際に故意または重大な過失により、告知事項ま たは危険の測定に関る重要な事実を隠したり、または事実でないことを記載した場合。
- ●重大事由による解除

契約者、被共済者または共済金受取人が、①故意に共済金支払事由を発生さ せ、または発生させようとしたとき②共済金請求に関して詐欺行為を行い、また は行おうとしたとき ③他の共済契約等との重複により、被共済者の共済金等の 合計額が著しく過大となり、たすけあいの制度としての目的を超える、または逸脱 すると大学生協共済連が判断したとき ④大学生協共済連の信頼を損ない、契 約の存続を不適当と判断された場合。

※解除が共済金支払事由発生後であっても共済金を支払いません。また、すで に共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

元受団体ならびに共済契約に関する苦情・相談について

- ●大学生協共済連ならびに共済の契約または共済金の支払に関する苦情・相談 ならびに異議申立ては下記の相談窓口(0120-335-770)でお受けいたします。
- ●契約者、被共済者または共済金受取人は、契約または共済金の支払に関して 大学生協共済連の決定に不服があるときは、大学生協共済連の「異議申立 てに関する審査委員会」に対して異議の申立てを行うことができます。

14 万一事故が発生した場合には

事故や病気が発生した場合には、すみやかに大学生協の共済窓口または共済・ 保険サポートダイヤルまでご通知ください。

15. 中立的な外部機関による紛争解決について

●上記による大学生協共済連との間で問題を解決できない場合は、(社)日本共 済協会 共済相談所にご相談いただくか、解決の申立てを行うことができます。

個人情報の取り扱いについて

【利用目的】

大学生協共済連(以降、当会と記載)が共済契約の締結・維持管理ならびに共 済金支払等に際して取得した個人情報は、当会ならびに当会の会員である大 学生協および全国大学生協連(※)が共済事業と生活協同組合事業に関する 各種調査・サービス・イベント等の案内などをするために利用することがあります。 また、健全な共済事業運営のため、医師等に対して告知内容・共済金請求内 容に関する事実確認を行うことがあります。 ※全国大学生協連とは、大学生協が加盟する生活協同組合の連合会で正式

名称は「全国大学生活協同組合連合会」と称します。

当会が保険契約者となる団体契約(学生賠償責任保険・扶養者死亡保障保険)に 関して取得した個人情報は、当会ならびに当会の会員である大学生協および引受保 険会社、および保険代理店である株式会社大学生協保険サービスにおいて、契約の 締結・維持管理・保険金の支払および各種案内・サービスなどのために利用します。 【第三者提供】

当会および当会の会員である大学生協は、当会の会員である大学生協・全国大学生協 連・被共済者が所属する大学に、「学生総合共済」ならびに当会が保険契約者となる「団 体契約」の加入状況および共済金・保険金の支払い状況などを提供することがあります。 【個人情報の保護】については各々のホームページをご覧ください。

全国大学生協共済生活協同組合連合会 http://kyosai.univcoop.or.jp/ 三井住友海上火災保険株式会社 http://www.ms-ins.com/ 共栄火災海上保険株式会社 http://www.kyoeikasai.co.jp/

東京海上日動火災保険株式会社 http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

15

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 http://www.sjnk.co.jp/ 株式会社大学生協保険サービス http://hoken.univcoop.or.jp/ 元受団体:全国大学生協共済生活協同組合連合会 ご相談窓口:共済・保険サポートダイヤル 0120-335-770 受付時間:平日9:40~17:30 土曜日9:40~13:00

学生综合互助保障的"制度概要(有英文翻译)"和"重要事项说明书(有英文翻译)"登载在"大学生协的学生综合互助保障"网站内的"学生综合互助保 障相关小册子"的网页上 (http://kyosai.univcoop.or.jp/pamph.html), 请浏览为盼。 学生総合共済の『保障のあらま』(英語訳付)』と『重要事項説明書(英語訳付)」は『大学生協の学生総合共済』のホームページ内の『学生総合共済関連パンフ

レット』のページ(http://kyosai.univcoop.or.jp/pamph.html)に掲載しておりますので、ご覧ください。

制度のあらまし

日常生活個人賠償責任補償特約および受託品補償拡大型一部変更特約付帯学生・ 学生賠償責任保険 こども総合保険、施設・生産物賠償責任保険

※印を付した用語については、P18の〈※印の用語のご説明〉をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

1 ご加入者(被保険者)となれる方

この制度で被保険者(保障の対象者)となれる方の範囲は、全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員の組合員であり、保険期間の末日において満23歳未 満の方または学校教育法に定める学校(大学・専門学校等)の学生・生徒の方(入学手続きを終え、組合員となられた方を含みます。)に限ります。

2 保険期間

新入学生の方が2017年3月31日までに加入申込み(保険料払込み)された場合は、2017年4月1日午前0時からご卒業予定年(2018年、2019年、2020年、2021 年、2022年、2023年)の4月1日午後4時までとなります。中途加入される場合、保険料払込日の翌日午前0時からご卒業予定年の4月1日午後4時までとなります。

3 保障内容(ケガによる死亡)

◆保険金をお支払いする場合☆下記は職種級別A・学生の場合です。

保険金	の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	死亡保険金額(注)
傷害 保険金	死亡 保険金	保険期間中のケガ*のため、事故の発生からその日を含めて 180日以内に死亡された場合	死亡保険金額(注)の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。	10万円

(注)この死亡保険金には後遺障害保険金対象外特約がセットされるため後遺障害保険金はありません。死亡保険金額は正式には死亡・後遺障害保険金額といいますが、 この保険では便宜的に死亡保険金額としています。

◆保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類		保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	死亡保険金	●保険契約者、被保険者、被保険者の親権者・後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*によるものである場合には、保険金をお支払いします。)●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎●P17の「保障対象外となる運動等」を行っている間のケガ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など(注)細菌性食中毒およびウイルス性中毒は、保障の対象にはなりません。

4 保障内容(賠償事故の場合)

◆保険金をお支払いする場合

(1)日常生活(正課の講義等(*)を含む)における賠償事故(以下の(2)の場合を除く)

(1)日市エル(正謀の勝我寺…できせ)に切りる知慎事故(以下の)(2)の参しを称へ)				
保険金の種類	保険金をお支払いする場合			
日常生活個人賠償責任 保険金 *日常生活個人賠償 責任補償特約 *日常生活個人賠償 責任補償特約の 一部変更に関する 特約(受託品補償 拡大型)セット	次のいずれかの事由により、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ①保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物(*1)を壊したりしたこと。 ア・住宅(*2)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ・被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 ②受託品(*3)の損壊、紛失または盗取(*4)(住宅(*5)内保管中または本人によって一時的に住宅(*5)外で管理している間に限ります。) (*1)情報機器等に記録された情報を含みます。 (*2)本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。 (*3)「受託品」とは、本人が日本国内において他人から借りた、または預かった財物(*1)・レンタル用品等で、本人が管理するものをいいます。ただし、P17の「保障対象外となる主な「受託品」」を除きます。 (*4)上記②に掲げる事由に対して保険金を支払うのは、被保険者が、受託品(*3)につき正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。 (*5)本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。 (注)被保険者の範囲は、次のとおりです。 ア・本人、イ・親権者およびその他の法定の監督義務者、ウ・配偶者、エ・本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、オ・本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子			
日常生活個人賠償責任 保険金(臨時費用) *日常生活個人賠償責任補償特約 *日常生活個人賠償責任補償 特約の一部変更に関する特約 (受託品補償拡大型)セット	上記の事故により、他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、被害者が次のいずれかに該当したとき。 ①事故の直接の結果として死亡した場合 ②事故の直接の結果として病院または診療所に20日以上入院**した場合 (注)被保険者の範囲は、次のとおりです。 ア.本人、イ.親権者およびその他の法定の監督義務者、ウ.配偶者、エ.本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、オ.本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子			

(2)正課の講義等における賠償事故(人格権侵害)・費用損害(感染事故損害防止費用)

	保険金の種類	保険金をお支払いする場合
*施設所有(管理)者賠償責任 (a) 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀(き) 損		(b) 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀(き)損またはプライバシーの侵害
- 1	感染事故損害防止費用保険金 *施設所有(管理)者賠償責任 保険·生産物賠償責任保険 +学生賠償責任補償特約	正課の講義等における事故により、第三者の身体に感染による障害が発生またはそのおそれがある場合において、被保険者が感染事故損害防止費用(感染の予防または治療のために、引受保険会社の同意を得て支出した費用)を負担した場合 (注)被保険者の範囲:前記人格権侵害賠償責任保険金(注)に同じ

(★)正課の講義等の範囲:●正課の講義/大学等(*)が授業として取り扱う講義、実験、実習、演習等をいいます。(臨床実習、看護実習等の医療関連実習も含みま す。)●学校行事/大学等**)が教育活動の一環として主催する行事をいいます。(正課の講義以外の大学が主催する行事を含みます。)●教育実習/教育職員 免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項の別表第1、別表第2または別表第2の2に定める単位習得のために行う教育職員免許法施行規則第6条第5欄 に掲げる教育実習をいいます。●特例実習/小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成9年法律第90 号) 第2条に定める、特別支援学校または社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて行われる、障害者、高齢者 等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験をいいます。●インターンシップ/加入者(被保険者)が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業 体験を行うことをいいます。(アルバイトは含みません。)●正課の講義、学校行事に準じるボランティア活動/正課の講義・学校行事に準じて加入者(被保険者)が 行うボランティア活動をいいます。(部活動、サークル活動として行うボランティア活動は含みません。)

(*)学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校およびこれと同等の教育機関をいいます。

◆保険金のお支払額

保険金の種類	保険金のお支払額
日常生活個人賠償責任 保険金 *日常生活個人賠償 責任補償特約 *日常生活個人賠償 責任補償特約の 一部変更に関する 特約(受託品補償 拡大型)セット	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用(*)等をお支払いします。 (*)引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1)法律上の損害賠償責任の額および判決による遅延損害金のお支払額は、1回の事故につき、日常生活個人賠償責任保険金額が限度となります。ただし、情報機器等に記録された情報のみの事故については、1回の事故につき、500万円が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注4)保障内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、保障の重複が生じることがあります。保障内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
日常生活個人賠償責任 保険金(臨時費用) *日常生活個人賠償責任補償特約 *日常生活個人賠償責任補償 特約の一部変更に関する特約 (受託品補償拡大型)セット	被保険者が臨時に必要とする費用をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、1回の事故によって生命または身体を害した被害者1名につき、次の額が限度となります。 上記「保険金をお支払いする場合」の①の場合…10万円限度 上記「保険金をお支払いする場合」の②の場合…2万円限度 (注2)保障内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、保障の重複が生じることがあります。保障内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
人格権侵害賠償責任 保険金 *施設所有(管理)者賠償責任 保険·生産物賠償責任保険 +学生賠償責任補償特約	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用(*)等をお支払いします。 (*)引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1)保険金のお支払額は、各保険年度(保険期間中に到来する4月1日から翌年3月31日までの1年ごとのことをいいます。)につき、500万円が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。
感染事故損害防止費用保険金 *施設所有(管理)者賠償責任 保険·生産物賠償責任保険 +学生賠償責任補償特約	被保険者が負担した感染事故損害防止費用(感染の予防または治療のために、引受保険会社の同意を得て支出した費用)をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、各保険年度(保険期間中に到来する4月1日から翌年3月31日までの1年ごとのことをいいます。)につき、500万円が限度となります。 (注2)損害防止費用の支払額の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。

※他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

◆保険金をお支払いしない主な場合

日常生活(正課の講義等を含む)における賠償事故

正課の講義等における賠償事故(人格権侵害)・費用損害

①保険契約者または被保険者の故意による損害②被保険者の職務遂行(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)③被保険者の使用人(家 事使用人を除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任④第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任⑤被保険者と同居する親族*に対する損害賠償 責任⑥他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任(「保険金をお支払いする場合」の②による損害賠償責任には適用しません。)⑦心神喪失に起因する損害賠償責任⑧被保険者ま たは被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任⑨自動車等※の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、 使用または管理に起因する損害賠償責任⑩戦争、その他の変乱*、暴動による損害⑪地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害⑫核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害賠償責任

受託品に関する賠償事故

上記①、③~⑫に加え、以下のとおり。

●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による受託品の損害●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転。きたは麻薬等を使用し ての運転中の事故による受託品の損害●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による受託品の損害●受託品に生じた自然 発火または自然爆発●偶然な外来の事故に直接起因しない受託品の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害●自然消 耗、性質による蒸れ・腐敗・さび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥による受託品の損害●屋根、扉、窓、通風筒等から入る す。)に起因する賠償責任●大学が負担すべき被 雨、雪または雹(ひょう)による損壊による受託品の損害●引き渡し後に発見された受託品の損壊による損害賠償責任●受託品 を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等)●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の 用途以外に受託品を使用したことに起因する損害賠償責任●別記の「保障対象外となる主な「受託品」」の損害

●自動車、施設外における船舶または車両の所 有、使用または管理に起因する賠償責任●保険 期間開始前に既に感染していた感染症にかかる 治療、検査費用●排水または排気(煙を含みま

上記①、③~⑥、⑩~⑫に加え、以下のとおり。

保険者(加入者)の管理責任にかかわる賠償事故 など

◎保障対象外となる運動等…山岳登はん(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭 乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動

◎保障対象外となる主な「受託品」…通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、 美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)・原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)・航空機およびこれらの付属品、自転車・サーフボー ド・ウインドサーフィン・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話(PHSを含みます。)等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品、ラップトップまたはノート型のパソ コン・携帯ゲーム機・電子手帳・電子辞書・電子書籍等の携帯式電子機器およびこれらの付属品、携帯オーディオプレーヤー等の携帯式音響機器およびこれらの付属品、 携帯レコーダー等の携帯式録音機器およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「保障対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の 生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物

(注)正課の講義等において、その目的にしたがって使用している自動車(被牽(けん)引車を含みます。また、道路以外の場所においてのみ運行の用に供するものおよび農 耕作業の用に供する目的として製作された小型特殊自動車に限ります。)、原動機付自転車(道路以外の場所においてのみ運行の用に供するものに限ります。)、自転 車、ラジコン模型、携帯電話(PHSを含みます。)等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品、ラップトップまたはノート型のパソコン・携帯ゲーム機・電子手帳・電 子辞書・電子書籍等の携帯式電子機器およびこれらの付属品、携帯オーディオプレーヤー等の携帯式音響機器およびこれらの付属品、携帯レコーダー等の携帯式 録音機器およびこれらの付属品、山岳登はん(*1)を行っている間のその運動等のための用具は保障されます。

(*1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。

(*2)グライダーおよび飛行船を除きます。

(*3)職務として操縦する場合を除きます。

(*4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

◆保険金をお支払いする場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害見舞費用	保険期間中の被保険者の行為による偶然な	被害者1名につき次の金額を限度として、実際に負担された額をお支払いします。ただし、1回の事
保険金	事故により他人が被ったケガ*について、損害	故について、100万円がお支払いの限度となります。
* 傷害見舞	賠償金を支払うことなく、慣習として弔慰金や	①被害者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
費用補償	入院見舞金等を支払われた場合および見舞	50万円(*1)
特約	品を購入された場合	②被害者に事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合
	(注1)引受保険会社の同意を得て支払われた	50万円の100%~4%(傷害保険金の後遺障害等級表に応じた割合)
	費用に限ります。	③被害者が事故によるケガ※の治療※のため入院※した場合
	(注2)被保険者の範囲は、次のとおりです。な	ア.入院期間31日以上の場合 100,000円
	お、ア・およびウ・からオ・までの方が責任	イ.入院期間15日以上30日以内の場合 50,000円
	無能力者である場合は、親権者・法定	ウ.入院期間8日以上14日以内の場合 30,000円
	監督義務者・監督義務者に代わって責	エ.入院期間7日以内の場合 15,000円
	任無能力者を監督する方(責任無能力	④被害者が事故によるケガの治療のため通院*した場合(*2)
	者の6親等内の血族、配偶者※および3	ア.通院日数31日以上の場合 50,000円
	親等内の姻族に限ります。)を被保険	イ.通院日数15日以上30日以内の場合 30,000円
	者とします。ア.本人、イ.親権者およびそ	ウ.通院日数8日以上14日以内の場合 20,000円
	の他の法定の監督義務者、ウ.配偶者、	工.通院日数7日以内の場合 10,000円
	エ.本人・親権者・配偶者と同居の本人・	(*1)既にお支払いした後遺障害見舞費用保険金がある場合は、50万円から既にお支払いし
	配偶者の親族(6親等内の血族および	た金額を差し引いた残額となります。
	3親等内の姻族)、オ.本人・親権者・配偶	(*2)通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために
	者と別居の本人・配偶者の未婚*の子	医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。
		(注)保障内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約
		を含みます。)が他にあると保障の重複が生じることがあります。保障内容の差異や保険金

(注)被保険者の範囲に関する特約(傷害見舞費用補償特約用)がセットされているため、傷害見舞費用補償特約における被保険者の範囲は、本人ならびに本人の親権者およびその他の法定の監督義務者とします。

額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

◆保険金をお支払いしない場合

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合	
傷害見舞費用	●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による費用●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打によるケガ※●被保険者の職務遂行に起	
保険金	因するケガ●被保険者と同居する親族*が被ったケガ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務中に被ったケガ●自動車等*の車両、船舶、航空機、	
* 傷害見舞	銃器の所有、使用または管理に起因するケガ●戦争、その他の変乱業、暴動による費用(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約に	
費用補償	より、保険金の支払対象となります。)●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用●核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用●原因がいかな	
特約	るときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの●入浴中の溺水*(ただし、急激かつ	
	偶然な外来の事故によってその身体に被ったケガによって生じた場合を除きます。)●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎	

〈※印の用語のご説明〉

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこ と」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、 「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまた は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。①細菌性食中毒 ②ウイ ルス性食中毒(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。●「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査 等により認められる異常所見をいいます。●「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。●「競技等」とは、競技、競争、興行(*)または試 運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。(*)いずれもそのための練習を含みます。●「治療」とは、医師*が必要であると認 め、医師が行う治療をいいます。●「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。●「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他こ れらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(け い)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいま す。・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、 中足骨およびそれらより指先側は含まれません)。ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限ります。・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。た だし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。●「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被害者の身体に残された症状が 将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被害者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付ける に足りる医学的他覚所見※のないものを除きます。●「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。●「自動車等」とは、自動車または原 動機付自転車をいいます。●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをい います。●「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。●「親族」とは、6親 等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をい います。●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のた めのものは含みません。●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。●「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の 管理下において治療に専念することをいいます。●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある 方を含みます。●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

〈特約について〉○天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*の場合も、傷害保険金をお支払いします。 ○すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

・学生賠償責任保険の「制度のあらまし」「重要事項説明書」にある「保障」は、約款上の表記は「補償」です。このパンフレットでは便宜上「保障」としています。

重要事項説明書

学生賠償責任保険

日常生活個人賠償責任補償特約および受託品補償拡大型一部変更特約付帯学生・こども総合保険、施設・生産物賠償責任保険

重要事項のご説明

契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明 日常生活個人賠償責任補償特約および受託品補償拡大型一部変更特約付帯学生 こども総合保険、施設・生産物賠償責任保険

●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。●申込人と被保険者の方にも必ずご説明ください。●この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約(特別約款を含みます。以下同様とします。)等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。●取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

【契約概要のご説明】

1 商品の仕組みおよび引受条件等

●この保険は全国大学生協共済生活協同組合連合会(以下「大学生協共済連」)が保険契約者となる団体契約です。

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(保障の対象者)が事故によるケガで亡くなられた場合や被保険者が法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方(*1)および被保険者の範囲は次のとおりとなります。

被保険者ご加入い	として ただける方	全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員の組合員であり、保険期間の末日において満23歳未満の方または学校教育法に定める次の学校の学生・生徒の方(入学手続を終え、組合員となられた方を含みます。)に限ります。(*2)				
対象となるに定める	3学校教育法 学校	①大学②大学院③短期大学④高等学校⑤高等 専門学校⑥特別支援学校の高等部⑦専修学校 (専門課程、高等課程、一般課程)⑧各種学校 ただし⑦、⑧については教育基本法に定める義務教 育を修了した方およびこれに相当する方に限ります。				
	下記以外	加入申込書の被保険者氏名の欄に記載の方(本人)				
被保険者の範囲	賠償責任 保険金 (日常生活 個人賠償責任 補償特約)	①本人②親権者およびその他の法定の監督義務者③配偶者④本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子。 (注)同居・別居の別および続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。				

(*1)大学生協の学生総合共済P16「ご加入者(被保険者)となれる方」をご参照ください。

(*2)1.各省庁が教育施設として設置している税務大学校・航空大学校・自治大学校・ 防衛大学校等の各種大学に在籍する学生・生徒の方は対象となりません。

2.入学手続を終えた方とは、入学に必要な書類を学校に提出のうえ、入学金およびその他の費用を納入し、学校の定める所定の手続を完了した方をいいます。

(2)保障内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットに記載の「学生賠償責任保険制度のあらまし」のとおりです。

詳細は普通保険約款・特約等に基づきます。

- ①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額 パンフレットをご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約等の 「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約等に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1~6年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

- ●ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、 【注意喚起情報のご説明】の「2.(2)ご加入後における注意事項(通 知義務等)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参 照ください。
- ●ご加入いただく保険金額(支払限度額を含みます。以下同様とします。)につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレット等の保険金額欄および加入申込書、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
 ・保険金額は被保険者(保障の対象者)の方の年令・年収などに照ら

して適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、パンフレット等にてご確認ください。

3 保険料の払込方法

パンフレットをご参照ください。保険料の払込方法はご加入と同時に、全額を払い込む一時払いとなります。保険料払込方法は、お手続きをされる生協所定の方法によりお支払ください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。【注意喚起情報のご説明】の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

三井住友海上へのご連絡、指定紛争解決機関へのご連絡はP20をご覧ください。

【注意喚起情報のご説明】

1 ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は全国大学生協共済生活協同組合連合会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務·通知義務等

(1)ご加入時における注意事項(告知義務-加入申込書の記入上の注意

被保険者(保障の対象者)には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。加入申込書に記載された内容のうち、★印などの印がついている頃目が告知事項です(告知事項の項目が加入申込書で確認ください。)。この項目が、事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記入内容を必ずご確認ください。

次の事項について十分ご注意ください。

- ①被保険者の「職業・職務」 ②他の保険契約等(*)に関する情報
- (*)同種の危険を保障する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、 普通傷害保険、賠償責任保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等 を含みます。

(2)ご加入後における注意事項(通知義務等)

ご加入後、被保険者に次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく取 扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契 約を解除し保険金をお支払いできないことや、保険金を削減してお支払い することがありますので、十分ご注意ください。

①職業・職務を変更した場合 ②新たに職業に就いた場合 ③職業をやめた場合

た場合 また、①または②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の引受範囲外>に 該当した場合は、ご契約を解約いただくか、引受保険会社からご契約を解 除します。

<ご契約の引受範囲>	下記以外の職業
<ご契約の引受範囲外>	農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、自動車 運転者(助手含む)、建設作業者、木・竹・草・つる製品製 造作業者および以下の「特別危険な職業」(これらと同 程度またはそれ以上の危険な職業を含みます。) オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動 車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボー ト(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者 (動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレス

ラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 等

(3) その他の注意事項

■保険金受取人について

保 死亡 保険金受取人

・死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。

(注)死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。

上記以外 ・普通保険約款・特約等に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。また、下記に該当する場合もご契約内容の変更手続が必要となりますので取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

●学校の種類の変更

- ■傷害条項の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、傷害条項の被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。
- ①この保険契約(*)の傷害条項の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
- •引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じ させ、または生じさせようとしたこと。
- ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大 となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②~④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保 険契約(*)の傷害条項の被保険者となることについて同意した事情 に著しい変更があった場合
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。 (*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■保障重複

(学生・2でも総合保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険契約 (学生・こども総合保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険 会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、保障が重複することがあります。保障が重複すると、対象となる事故について、どちらの保 険契約からでも保障されますが、いずれか一方の保険契約からは保険 金が支払われない場合があります。保障内容の差異や保険金額をご確 認いただき、加入の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。(注)

(注)1契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、家族状況の 変化(同居から別居への変更等)により被保険者が保障の対象外 となったときなどは、保障がなくなることがあります。ご注意ください。

<保障が重複する可能性のある主な特約等>

今回ご加入いただく保障	保障の重複が生じる他の 保険契約の例				
学生・こども総合保険	自動車保険				
日常生活個人賠償責任補償特約	日常生活賠償特約				

3 保障の開始時期

新入学生の方が2017年3月31日までに加入申込み(保険料払込み)された場合は、2017年4月1日午前0時から、また中途加入される場合、保険料払込日の翌日午前0時からとなります。保険料は、パンフレット等記載の方法により払込みください。パンフレット等記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約等の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。 ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。⑤上記のほか、①~④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット等記載の方法により払込みください。パンフレット等記載 の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできな いことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6 失効について(学生・こども総合保険のみ)

ご加入後に、被保険者(*)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。
(*)傷害条項における被保険者をいいます。

7 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に 速やかにお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。 ただし、解約返れい金は原則として未経過始期日期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

8 保険会社破綻時等の取扱い

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、 「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この 保険は「損害保険契約者保護機構」の保障対象となっておりますので、引受 保険会社が破綻した場合でも、次のとおり保障されます。

〈保険期間が1年以内の場合〉(学生・こども総合保険のみ)

保険金、解約返れい金等は80%まで保障されます。ただし、破綻前に発生した 事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%保障されます。 <保険期間が1年超の場合>(学生・こども総合保険のみ)

保険金、解約返れい金等は90%まで保障されます。ただし、保険期間が5年を超える場合で、主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約については、90%より補償割合が引き下がる場合があります。なお、破綻前に発生した事故による保険金は100%保障されます。

<施設・生産物賠償責任保険> 保険金や解約返れい金は80%まで保障されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%保障されます。

9 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行 うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、 業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支 払いに関する関係先等に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(http://www.ms-ins.com)または共栄 火災ホームページ(http://www.kyoeikasai.co.jp/)をご覧ください。

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

受付時間 平日▶9:00~20:00 土日・祝日▶9:00~17:00

(年末・年始は休業させていただきます。)(海外からはご利用いただけません。)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぱADRセンター

0570-022-808[ナビダイヤル(有料)]

受付時間 平日▶9:15~17:00(12/30~1/4を除く。)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

その他ご注意いただきたいこと

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(*1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(*2)を終えて保険金をお支払いします。^(*3)

(*1)保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」 をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が 保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(*2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約等に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。 ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

○引受保険会社所定の保険金請求書○引受保険会社所定の同意書○事故原因・損害状況に関する資料○被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)○引受保険会社所定の診断書○診療状況申告書○公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書○死亡診断書○他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類○損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類○引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約等でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について 保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有しま す。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。 <共同保険のご説明>

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいご案内します。

三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社)

共栄火災海上保険株式会社

<代理請求人について>(学生・こども総合保険のみ)

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

① | 依体映者と向店まには生計を共に9 o配偶者 **/」 ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金 を請求できない事情がある場合

を開ぶてきない事情がある場合 「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*) 法律上の配偶者に限ります。

●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。(学生・こども総合保険のみ) 損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

●ご加入いただいた後にお届けする学生賠償責任保険加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を保障する契約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>(学生・こども総合保険のみ)

日本国内において発生した、賠償責任条項の対象となる賠償事故(受託品の破損、紛失または盗取を除きます。)について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故(受託品の破損、紛失または盗取を除きます。)で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

学生賠償責任保険の『制度のあらまし(英語訳付)』と『重要事項説明書(英語訳付)』は『大学生協の学生総合共済』のホームページ内の『学生総合共済関連パンフレット』のページ(http://kyosai.univcoop.or.jp/pamph.html)に掲載しておりますので、ご覧ください。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任条項で定める保険金額を明らかに超える場合○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合○施設所有(管理)者・生産物賠償責任保険の対象となる賠償事故の場合

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご 提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご 加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認さ せていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再 度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な 点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険 会社までお問い合わせください。

1.保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていること

をパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

・保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。) ・保険金額 (ご契約金額)・保険期間(保険のご契約期間)・保険料・保険料払込方法

2.加入申込書への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認いただき、加入申込書に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- ・加入申込書の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?
- ・加入申込書の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか?または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
- 加入申込書の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?
- *ご加入いただく保険商品の加入申込書によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

お問い合わせは

取扱代理店

株式会社 大学生協保険サービス

営業時間/平日(月~金曜日)10:00~17:00

〒166-0003 東京都杉並区高円寺南1-12-4 大学生協高円寺会館

引受保険会社

学生賠償責任保険

三井住友海上火災保険株式会社(幹事)

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

学生赔偿责任保险的"制度概要 (有英文翻译)"和"重要事项说明书 (有 英文翻译)"登载在"大学生协的学生综合互助保障"网站内的"学生综合 互助保障相关小册子"的网页上 (http://kyosai.univcoop.or. jp/pamph.html),请浏览为盼。

21

大学生協の学生総合共済や学生賠債員		人寿互助保障(NM型)		人寿互助保障 (NA 型)							
今弗 伊沙弗			生命共済(NM型) 増加选项 追加オプション			生命共済(NA型) 増加选项 追加オプション			火灾互助保 障(KW型)	学生赔偿责 任保险	
会费、保险费一览表			NM 型	选项 1	选项 2	NA 型	选项 1	选项 2	火災共済	16H	合计
掛金・保険料一覧表			无选项	父母抚养人死亡 特约	抚养人因事故 死亡特约	无选项	父母抚养人死亡 特约	抚养人因事故死 亡特约	(KW型)	学生賠償 責任保険	合 計
			オプションなし	オブション 父母扶養者死亡特約	オブション 2 扶養者事故死亡特約	オプションなし	オプション 父母扶養者死亡特約	オプション 2 扶養者事故死亡特約		16H	
		选择 NM 型时的付款额	3,400 日元						2,000日元	1,780日元	合计7,180日元
		NM型選択支払 选择 NM 型 + 选项 1 时的付款额	3,400円	4,000 日元					2,000円	1,780円	合計7,180円 合计7,180日
	M型	NM型+オプション I選択支払		4,000円					2,000日元	1,780円	合計7,180円
留学的	MF型	选择 NM 型 + 选项 1+2 时的付款额 NM型+オプションI+2選択支払			4,800 日元 4,800円				2,000日元 2,000円	1,780日元	合计8,580日元 合計8,580円
第1年		选择 NA 型时的付款额			4,000	11,400 日元			2,000日元	1,780日元	合计15,180日元
年留学		NA型選択支払				11,400円			2,000円	1,780円	合計15,180円
	A型	选择 NA 型 + 选项 1 时的付款额 NA型+オプションI選択支払					12,000 日元 12,000円		2,000日元 2,000円	1,780日元	合计15,780日元 合計15,780円
	AF型	选择 NA 型 + 选项 1+2 时的付款额						12,800 日元	2,000日元	1,780日元	合计16,580日元
	711 -	NA型+オプションI+2選択支払 选择 NM 型时第 1 年的付款额	3,400 日元					12,800円	2,000円	1,780円 3,120日元	合計16,580円 第1年合计8,520日
		NM型選択I年目支払	3,400円						2,000円	3,120円	I年目8,520円
	M型	选择 NM 型 + 选项 1 时的付款额 NM型+オプション 1選択支払		4,000 日元 4,000円					2,000日元 2.000円	3,120日元	第1年合计9,120日 1年目9,120円
	N APPRIL	选择 NM 型 + 选项 1+2 时的付款额		4,000	4,800 日元				2,000日元	3,120円	第1年合计9,920日
	MF型	NM型+オプションI+2選択支払			4,800円				2,000円	3,120円	1年目9,920円 第2年合计5,400日
		选择 NM 型时第 2 年的付款额 NM型選択2年目支払	3,400 日元 3,400円						2,000日元 2,000円		2年目5,400円
	M型	选择 NM 型 + 选项 1 时的付款额		4,000 日元					2,000日元		第2年合计6,000日
		NM型+オプション1選択支払 选择 NM型+选项 1+2 时的付款额		4,000円	4,800 日元				2,000円		2年目6,000円 第2年合计6.800日
留学的第2年	MF型	NM型+オプションI+2選択支払			4,800円				2,000円		2年目6,800円
2年留学		选择 NA 型时第 1 年的付款额				11,400 日元 11,400円			2,000日元 2,000円	3,120日元 3,120円	第1年合计16,520日 1年目16,520日
- 1 11 3		NA型選択 I 年目支払 选择 NA 型 + 选项 1 时的付款额				11,400[]	12,000 日元		2,000日元	3,120日元	第1年合计17,120日
	A型	NA型+オプションI選択支払					12,000円		2,000円	3,120円	1年目17,120P
	AF型	选择 NA 型 + 选项 1+2 时的付款额 NA型+オプションI+2選択支払						12,800 日元 12,800円	2,000日元 2,000円	3,120日元 3,120円	第1年合计17,920日 1年目17,920日
		选择 NA 型时第 2 年的付款额				11,400 日元			2,000日元		第2年合计13,400日
		NA型選択2年目支払 选择 NA 型 + 选项 1 时的付款额				11,400円	12,000 日元		2,000円		2年目13,400F 第2年合计14,000日
	A型	NA型+オプションI選択支払					12,000円		2,000円		2年目14,000F
	AF型	选择 NA 型 + 选项 1+2 时的付款额 NA型+オプションI+2選択支払						12,800日元 12,800円	2,000日元 2,000円		第2年合计14,800日 2年目14,800日
		选择 NM 型时第 1 年的付款额	3,400 日元					12,000[]	2,000日元	5,800日元	第1年合计11,200日
		NM型選択I年目支払	3,400円	4.000 ==					2,000円	5,800円	年目 1,200F 第1年合计11,800日
	M型	选择 NM 型 + 选项 1 时的付款额 NM型+オプション 1選択支払		4,000 日元 4,000円					2,000日元 2,000円	5,800日元 5,800円	年日II,800F
	MF型	选择 NM 型 + 选项 1+2 时的付款额			4,800 日元				2,000日元	-,	第1年合计12,600日
		NM型+オプションI+2選択支払 NM型时第2年~第4年各年的付款额	3,400 日元		4,800円				2,000円	5,800円	年目12,600F 第2年~第4年8年5,400日
		M型選択2~4年目各年支払	3,400円						2,000円		各2~4年目5,400日
	M型	选择 NM 型 + 选项 1 时的付款额 NM型+オプション 1選択支払		4,000 日元 4,000円					2,000日元 2,000円		第2年~第4年各年6,000日 各2~4年目6,000F
Ø7₩65	N A CT THE	选择 NM 型 + 选项 1+2 时的付款额		4,00013	4,800 日元				2,000日元		第2年~第4年各年6,800日
留学的第4年	MF型	NM型+オプションI+2選択支払			4,800円	11.400 ==			2,000円		各2~4年目6,800F
4年留学		选择 NA 型时第 1 年的付款额 NA型選択 I 年目支払				11,400 日元			2,000日元 2,000円	5,800日元 5,800円	第1年合计19,200日 1年目19,200日
	A型	选择 NA 型 + 选项 1 时的付款额					12,000 日元		2,000日元	5,800日元	第1年合计19,800日
		NA型+オプションI選択支払 选择 NA型+选项 1+2 时的付款额					12,000円	12,800日元	2,000円	5,800円	年目 19,800F
	AF型	NA型+オプションI+2選択支払						12,800円	2,000円	5,800円	I年目20,600F
		NA型时第2年~第4年各年的付款额				¥11,400 11,400円			2,000日元 2,000円		第2年~第4年各年13,400日 各2~4年目13,400F
		IA型選択2~4年目各年支払 选择 NA 型 + 选项 1 时的付款额				11,400[]	12,000 日元		2,000日元		第2年~第4年各年14,000日
	A型	NA型+オプションI選択支払					12,000円	10.000=	2,000円		各2~4年目14,000円
	AF型	选择 NA 型 + 选项 1+2 时的付款额 NA型+オプションI+2選択支払						12,800日元 12,800円	2,000日元 2,000円		第2年~第4年各年14,800日 各2~4年目14,800F
								,	_,00013		, , , , , , , , , , , , , , , , ,

- ※ " 父母抚养人死亡特约"、" 抚养人因事故死亡特约" 需要申请加入至毕业为止的年数。
 对于"抚养人因事故死亡特约"的附带选项,需要同时加入"父母抚养人死亡特约"的附带选项。
 如果申请"父母抚养人死亡特约"、"抚养人因事故死亡特约",除了上述费用外,每年需要另外支付费用(+600 日元、+1,400 日元)。
 ※ 「父母扶養者死亡特約」「扶養者事故死亡特約」は必ず卒業までの年数での申込が必要です。
 「扶養者事故死亡特約」の付帯には、「父母扶養者死亡特約」の付帯と合わせての加入が必要です。
 「父母扶養者死亡特約」「扶養者事故死亡特約」の申込には上記料金以外に毎年別途料金(+600円、+1,400円)がかかります。

 学生赔偿责任保险适用 30% 的保险费是在 2017 年 4 月 29 日之前加入时的保险费。
 学生赔偿责任保险适用 30% 的保险费息 2017 年 4 月 29 日之前加入时的保险费。
- 的金额,请事先理解为盼。(设施、产品赔偿责任保险除外。)

◆ 学生賠償責任保険の保険料は2017年4月29日までに加入の場合の保険料です。 学生賠償責任保険については30%の団体割引が適用されます。保険料はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険料に 変更される場合があります。この場合、保険料を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。(施設・生産物賠償責任保険を除きます。)

互助保障、学生赔偿责任保险的重要性



互助保障、学生赔偿责任保险的重要性

在生活和学习方面,日本虽然是最安全的国家之一,但无论在怎样安全的国家,偶尔也 无法避免发生事故。这时,远离家人和朋友的自己必须独自面对,作为留学生有时会遇 到非常严峻的局面。保险的问题对于我们留学生而言是极为重要的问题。下面谈一下我 的经验。来到日本3个月后,我在骑自行车时发生了事故,这次事故对我的影响很大。 我的自行车与一位日本人女学生相撞,虽然我没有受伤,但是她的自行车被撞坏,她被 送到了医院。尽管大家对事故都有责任,然而因为对方受伤,因此必须负担她的医疗费 用和自行车的修理费。幸好我加入了大学生协的学生赔偿责任保险,保险公司介入中间 调解,最终我不需要支付任何费用。保险公司支付了医疗费和为这位女学生购买新自行 车的费用。通过这次经验,我理解了在日常生活中与保险的关联性。作为我们外国留学 生应该考虑因自身的原因一旦发生的事故,尤其是我们在租借的民营公寓居住时必须充 分注意,因此建议您加入互助保障以及学生赔偿责任保险。因为与您的家人相距遥远, 他们无法前来提供帮助。

Eric Ofosu-Twum 北海道大学(来自加纳)

共済・学賠の重要性

日本は、生活し勉強する最も安全な国の一つですが、どんなに安全な国でも時として事故は避けられません。そのような場合、 家族や友人から離れて自分で対処しなければならない留学生にとっては非常に厳しいものになる場合があります。保険の問題 は、私たち留学生にとっては深刻な問題です。私の経験を紹介します。 私が日本に到着した3ヵ月後に、自転車で事故にあいま した。これは私にとって非常に重要でした。私の自転車は日本人の女生徒と衝突し、私にはケガがありませんでしたが彼女の自転 車が破損し、彼女は病院に運ばれました。事故はお互いのものでしたが、彼女が負傷した為彼女の病院の費用と自転車の修理を 負担しなければならなくなりました。幸いなことに私は、大学生協の学生賠償責任保険に加入していたので、彼女との間に立っ てくれて最終的に私は何も支払う必要がありませんでした。医療費と女生徒のための新しい自転車の両方の費用を支払うことが できました。この経験で、日常生活での保険との関連性を理解することができました。私は、私たちのような外国人学生が原因で 事故が発生した場合、特に民間アパートに住んでいる私たちが注意を払う為に、共済や学生賠償責任保険に入るようにアドバイ スしたいと思います。あなたの家族は、あなたを助けに来るには、遠すぎると思います。

エリック オフスートァウム 北海道大学(ガーナ)